露國皇太子御遭難之始末

この資料は明治二十五年当時滋賀県庁が大津事件の顛末を詳細に記述編纂した貴重なる記録であり現在滋賀県庁に保管されているものなるが今般特にこれを借受け謄写複製したものである。

昭和三十五年五月二十四日

大津地方裁判所

露國皇太子ニコラス殿下御肖像

露国皇太子御遭難の始末

◎緒言

我国賓として上は帝室より下は四千萬同胞が満腔の至誠を以て歓迎せし露国皇太子殿下は図らずも大津に於て凶聖の為め御負傷遊ばされ恐れ多くも至尊を初め全国民臣民孰れも恐懼悲難せざるはなし此凶変たる実に事体容易ならず且は明治歴史中に暗たんたる一大汚点を印したるものなるが驚擾の際真相を認め難く世上誤を伝ふるもの少なからず新報子は御遭難の当地にあり親しく其光景を拝観したるものに就て精確に取調べ更に信拠すべき官報及各新聞等を参考し殿下長崎御着艦より以後殊に御遭難の現状及び其前後の事は詳細に記述なし一は世上浮説の誤を正し一は後世史家の史料に供せんとす只其事実たる錯雑糾紛頗る裁理し難きを以て記事の体裁或は雑駁に流るゝなきを保ぜずと雖も努めて精確にして誤謬を伝へざるを期す是れ編者の微意なり

◎露国皇太子御閲歴並御巡遊の目的附帝臘皇子

露国皇太子ニコラス・アレキサンドル・ロウヰチ殿下は今帝アレキサンドル三世陛下の御嫡男にて母后は丁抹国皇クリスチヤン九世の皇女マリヤダグマラと申す殿下は一千八百六十八

年五月六日を以て生れ玉ふ天資英敏剛毅にして一千八百七十七年殿下九歳に渡らせ玉ふ時陛下は特に陸軍少将グリゴリイダニロヰチを選んで殿下の師伝となし玉ひ此より成規の学課を修めさせらるる露国にては小中学の在学期限を八年とし大学を四年とする例にて殿下の修学年限も之に準じ満十二年を以て普通修学を終へ更に四年間特別高尚の学課を修め玉へり中にも特別高尚の学課は一に軍事を専攻し一は政法経済学万機を統治するに必要たる学課を修むるを目的とし玉へりと云ふ殿下の教授を命ぜられたる者は当時最高名の人々にして孰れも抜群勅任に係るものなり、最後の二ケ年間殿下は元老院及び内閣に列席して大政に参与し以て実地為政の方策を研究せられ又軍事練習の為め自ら近衛兵に列し又附官将校等の資格を以て陸軍演習に臨ませられたることとなり又普通修学中には羅甸希臘等の古語を修むを例とすなれど殿下には特に専ら英語を修め傍ら仏独語学を学び玉ひぬ夫の巡遊視察を殿下の一学問とせられたれば是まで国中の御巡遊は勿論母陛下の御生国なる丁抹に赴かれたること数度あり墨国埃地利、独逸等も漫遊せられたることあり一千八百八十八年独帝、維廉陛下薨去の際には父帝陛下の代理として伯林に赴せられたり昨一千八百九十年に至り殿下は全科卒業せられたれば茲に亜細亜の版図西比利亜を巡遊せらるゝ事となれり而して今回の御遊に海路を取らせられた

るは一に東洋諸国の古跡を探り風土人情を視察せんが為にして一は海軍事務の容易ならざるを実地経験あらせらるゝが為なりと云ふ。

希臘皇子ジオージ殿下は同国皇帝ジオージ第一世の第二皇子にて一千八百六十九年に生れ玉ひ母后は露国先帝アレキサンタル第二世の弟君コンスタンス大侯の長女にましまし露国皇太子殿下の御甥に渡せらるれば露国の帝室とは密めて親き御間柄なり左れば同皇太子御巡遊の除次希臘に立寄らせ玉ひし折同じく漫遊を思ぼしたち、さては御同伴にて御来遊あらせられしなりと。

◎我国へ御来遊に就ての次第

殿下が世界御巡遊に就て特に我国のみ三十日以上も御滞留の御予定なりし次第を承るに明治六年頃殿下の叔父君に当らせらるゝアレキシス大侯が我国に御来遊せられしことありて当時は維新後日尚浅く御接待向も不行届き勝なりしも同侯は皇室の御待遇に深く感佩せられ帰国の後も日本国は其君臣の輯睦なる人民の気風の怜悧親切なる世界広しと雖ども此国に越す処はあらじと深く歎美して露国皇帝陛下にも御物語ありしとぞ斯て其後小松の宮欧洲御巡遊の時露国に入らせられたるに露国の朝廷は兼てアレキシス大侯に話しにも聞こしめされ深く我

邦の厚意を感じ思召されける事ゆへ同宮を待遇せらるゝこと特に手厚く皇帝と御会食の時などは厚く御謝意を述べさせられ又アレキシス侯の本邦に御来遊ありし当時我皇帝陛下より同侯へ金装の御太刀を贈らせられたるを大切に御秘蔵ありて宴会の時などは他の日本の品々と共に誇りて衆人に示され皇太子殿下に対せられても常々東洋の日本国へ遊ばれよ其風俗といひ人情といひ君民の一致和合せる世界無比の楽国なりと御物語ありし由にて皇太子殿下も何時か機会もあらば一遊せばやと思召したるに折好く父君より世界漫遊の御許しありければ此度こそは叔父君の常々賞せらるゝ楽国を見ばやといと楽みに思召されてこそ御来遊なりし次第なるよし、然るに図らずも凶変の為め御負傷遊ばされ遂に東京及び各地の名勝をも御見果なく中途に神戸より御引返しになりたること亦是非なきことゝは云ひながら返すがえすも恐れ多く残り惜きことにこそ

◎我国へ御来遊迄の御途次

露国皇太子殿下の我国へ御来遊迄の御途次に於る模様を承るに殿下は昨年本国露都を御出発あらせられ最初に墺国(おうこく)へ御立寄あり同帝室の懇切なる御待遇を請させられ次で希臘国に赴かせ玉ひしに同国皇室は露国皇室とは御近親の間柄とて格別手厚き御待遇ありて遂に同国皇子

と御同伴にて各国御漫遊のことゝは為りぬ。夫れより印度地方よりしてシャムに御立寄あり国都御着の節は同国皇帝躬ら御出迎ひありて皇室にて種々の御饗応あり御滞在九日にして夫より支那に赴かせられ広東より揚子江を溯りて漢江に御立寄ありしに同国に於ても各地知事は非常なる御優待を為し揚子江を溯ぼらるゝ時などは数多の船を以て皇太子殿下を出迎ひ奉り沿道の人民は篝火等を上げ時々数千の群衆凱声を作りて御歓迎申上げたり夫より我国に御来遊相成りたるなりと

◎全国歓迎の準備

魯国皇太子殿下御来遊につき御通覧あらせらるゝ府県は長崎、鹿児島、兵庫、大阪、奈良、京都、滋賀、神奈川、静岡、東京、栃木、福島、宮城、岩手、青森の十五府県と北海道にして陛下には有栖川威仁親王殿下を接伴委員長に川上陸軍中将を同掛長に伊藤海軍少将、三宮式部次官、萬里小路、山内の両式部官等を同掛に任じ長崎に出張せしめ其他高等官数名と属官十五名を同掛りとして神戸迄出迎はしめ各府県知事は当時上京中につき日々宮内省に出頭して御待遇上の打合せをなし各地人民は歓迎について金を醵し方法を議するに忙はしく孰れも満腔の至誠を以て及ぶだけ盛大に奉迎せんと準備とりとりにて殆んど筆紙の竭し得る処に

あらざりし

◎長崎御着

かくて支那漢口の我領事館は露国皇太子殿下四月二十六日長崎着の趣電報し来りしに豫期に違へる事なければ接待員地方官とも上を下へと混雑し鎮西日報は為めに号外を発するに至りたりしが其後全く廿一日午後六時三十分漢口御出発二十七日午前八時長崎御着との電の知れ混雑はやがて静まりたり斯くて我軍艦高雄号は御出迎として二十七日午前六時港外に出でたり

前日は風雨なりしも当日は全く晴渡りて一抹の雲もなく風微に波穏かにして恰も殿下着港を祝するものゝ如く各艦碇繋の位置も定まり居りて整然たりやがて午前九時に及び高雄艦の先導にて露国軍艦アゾヴァ号は皇太子旗を樹て徐々と入来りて設の場所に投錨し港内碇繋の我八重山、磐城、武蔵諸艦は皆満艦飾をなし居り登舷の礼を行ひ廿一声の祝砲を発したり是より先高雄艦は七時十五分琉球嶋に到りしころアゾヴァ号を五島沖に見八時ごろ両艦相接し直ちに廿一声の祝砲を発しアゾヴァ号も答砲を発せり右御着の際港内一時は祝砲の響山海に震動し其勢凄まじく海岸に群立せる拝観人はさながら黒き山を築けるが如くなりき、露国公使

はアゾヴア号の投錨するや直に赴きて御機嫌を伺ひたり近傍の海上は長崎県庁の注意にて至極静粛なりし希臘国皇子もアゾヴア号に乗りておはしぬ、露国皇太子殿下は一週間天主昇天の儀式のため御齋(ものい)のあらせらるゝに就き五月四日までは公然と御上陸なし玉はじそも此天主昇天の儀式は他の基督教国にてクリスマスを第一の祭日となす如く露国にては之を以てグリーキ教第一の大祭となし五月三日が其当日なればさてこそ御斎みあらせられしなれ

◎有栖川威仁親王殿下露艦を訪問せらる

露国皇太子殿下既に御着港あらせられしも御齋(ものいみ)戒の為め上陸遊ばさるゝこと相成らざるにより威仁親王殿下に御対顔ありたき御思召なれども其義相叶はせられずさりとて一周日の間空しく打過ぐるも残念なればとて二十八日(ひそ)窃かに午餐会を催ふして威仁親王殿下を御招きありしにより同殿下にも搭伴委員長の御身分を以てせられず唯一箇の御親友といふ資格にて御訪問ありしなり当日我親王殿下アゾヴア号へ御到着の節同号の士官水兵等は整列式を行ひ君が代の我唱歌を奏せり魯国皇太子殿下は希臘皇太子殿下を我威仁親王殿下へ御紹介あり閑談数時種々の御饗応ありて威仁親王殿下には御帰館遊さる

◎両陛下の微行

同日午后二時魯国皇太子殿下には希臘皇子殿下を伴ひ侍従を召連れて海岸第一号の波止場より御上陸あり同地の人は皆五月四日ならでは御上陸あるまじと思ひ居りたるにより誰とて同殿下にてましますを知りたるものなし、只見る三輛の腕車に乗り白い帽子を被り白麻布の服を着したる二人の紳士一斉に大浦町なる八番館メス商会の骨董店に走らせ幾多の品物を買求めたる後又々魚町なる仁崎栄造氏の店頭に入り来りしが同店にては予て其事あるを承り夫々御待受かねしたる際により突然なる皇太子殿下の御上陸にも驚かず鄭重に御案内申したりけるに殿下には種々の物品を買上げに相成り明日運艦アゾヴアへ持参せよと云ひ残して更に此度は大波止場なる勧工場へ赴き給ひ此処にても種々御買上になりし物あり之を一纏めに新聞紙に包まして御自分にて携へ腕車にて波止場に赴かせられ同所にて御自身に車賃をお渡しあり端舟(ボート)にて御帰艦に相成りしと云ふ猶又同殿下には廿七日又々長崎市中を御微行あり蓉蓉商太田藤三郎方にて蒔絵及び七宝焼の類二百円程御求めあり同家を立出給ふに春雨漸々降り来りたるにより殿下には同家の土間にありし傘を所望ありしが此は丁稚等の使用するものに付き別に仕舞置きたる番傘二本(本籠本田屋)と記したるを奉りしに殿下は御満足浅からず一本は御自身御携帯一本は侍従に与へ給ひて之をかざしたるまゝ腕車を波止場に執らせ給ひしよし又希臘皇子殿下は長崎着港の

当日御一人にて長崎市を御微行あり新大工町なる写真師上野某方へ御立寄りありて御撮影の上（ロイヲランド、ジョージ）と認めたる名刺を与へ給ひ出来上りたる節はアゾヴア号へ届けよと立ち去り給ひしが同店にては初め希臘皇子殿下なりとは心付かず名刺を載きて後ち初めて之を知り家内一同唯驚く許りなりしよし

◎皇太子殿下長崎へ御上陸

五月四日露国皇太子希臘皇子両殿下の一行は両殿下の供奉員並に乗組員、陸軍少将ウェー、ア、バリヤチンスキー公、◎侍中武官陸軍少尉エン、デー、オボレンスキー公◎近衛騎兵陸軍中尉ベー、エス、コチユエーベイ公◎軽騎兵陸軍中尉エー、エン、ウオルコウ、艦隊司令官侍中参謀長海軍少尉バサルギン、バーミヤチ、アゾウワ号艦長海軍大佐エン、エン、ローメン、同副長海軍少佐オー、アー、エンクウイスツ、第一分隊長海軍大尉アーベー、アングレーエウ◎第二分隊長海軍大尉ウェー、アー、キセーレウ、砲術長、海軍大尉イー、エム、ノワコーウスキ、水雷長海軍大尉エンエン、ベクレミーシエウ、主計長海軍大尉アー、ウエー、ベツローウ、兵学校附海軍大尉相当官エン、ベトアツベレーウ、海軍少尉皇子ゲオルギー、アレキサンドロウイチエ親王殿下外少尉十三名、航海長航海科士官大尉相当エン、ウエー、ズメリキー、航海士

航海科士官少尉相当イー、イー、コニユーシコウ◎機関長機関少監アー、アー、ミツコーウ、機関士、大機関士アエー、ウエー、アントーメウ◎同同エム、アー、メリニーコウ◎同少機関士ベーアー、クラアーツ、軍医長アエー、ウエー、スミールノウ、軍医ベー、アー、ダウイニオン、午前十一時同港大波止場へ上陸此際祝砲を放ち海軍楽隊の奏楽あり中野長崎県知事の案内にて露国皇太子希臘皇子両殿下有栖川接伴委員長以下数名腕車に乗じ県庁門前より外浦町大村町桜町通りを経て大波止場より凡七八丁許の知事の官邸に参着し日本料理の饗応あり夫より午後二時頃同邸の裏門より出でて其裏山なる長崎諏訪公園に設けたる仮殿にて茶菓の饗応など市民の歓待を御受あり此間始終奏楽ありて午後三時頃前の道路を経て帰艦ありたり、当日は朝来曇天にて、十時頃より雨降り出し御上陸の際には盆を覆へす計りにて就れもビタ濡れとなりしも市民は泥濘の道路を押し合ひて我先にと歓迎せり又同日は同市民が日本無双の特技と誇り居りたる紙鳶の競技を御覧に供し又夜に入れは同港最寄の山頂数箇所に烽火を上げる筈なりしも降雨の為め此等の計画は皆水泡に属し唯烟火を打揚げたるまでなりしは遺憾なりし、翌五日午前十一時再び御上陸露国領事館に成らせられ我警察官吏及監獄署員の撃剣術を御覧ありて午餐を召させられ午后二時二十分御帰艦あらせらる

◎長崎御抜錨附殿下の御挨拶

皇太子殿下御帰艦あり同日長崎御抜錨鹿児島に向はせらるゝ御予定にて午后四時三十五分有栖川宮御召艦八重山号先づ抜錨次いて第一佐世保丸楽を奏し我が日進、及仏艦アスピック号帆上の礼を行ひ祝砲を発す喧々たる奏楽の声時々に轟々たる砲響を交へ壮快云はん方なし、八重山号先づ進み佐世保丸磯黄島近傍に至り止て露艦の抜錨を待つ、午后五時太子の護衛艦モノマック号抜錨徐々港口に至れば佐世保丸奏楽しモノマック号艦体を横たへ暫時進行を止む、少時して護衛艦ナヒモフ号御召艦アゾウア号抜錨港口に至り先発諸艦と並列し後更に三艦一直線をなし八重山号と合し艦相伴み鹿児島に向ふ市民は就れも岸頭に群集なし煤煙の見えずなるまで御見送をなし拍手喝采の声喧すしかりし又御抜錨に先ち中野長崎県知事は御暇乞として御召艦に伺候したるに殿下には喜色満面に溢れたる御様子にて市民一同が歓待至らざるなき厚志は誠に過分とする所なり親しく厚情を謝せんとすれども最早出帆に間近く其意を果し難ければ貴下より此旨市民一同に伝え呉れよと最と叮嚀に御挨拶ありたり

◎鹿児島御着並御接待の模様

かくて御予定の如く魯国皇太子希臘皇子の両殿下には六日午前八時を以て有栖川威仁親王殿下

接待員一同と海路恙なく鹿児島へ御着艦在せられ有栖川宮は御待受準備の為め接待員と共に皇太子に先ちて御上陸あらせられしが間もなく両殿下も御上陸あり波止場には島津公同県高等官学校生徒等に至る迄有栖川宮其他各接待員と共に御出迎を為し同時に烟火数十本を打揚げたり此日は晴空一碧稀なる好日和なるが上に斯かる貴賓の御遊覧あることなれば拝観人の群集は堵の如くなりしと云ふ両殿下には御上陸の上警部長の先駆にて直に県庁に赴かせられ暫時御休憩の後士族授産場に成せられ製作工業の模様を一覧あり引続き名山学校にて貴賓の為催したる撃剣、棒踊り等を御覧の後市民よりの饗応宴席に臨ませられ夫れより田の浦なる陶器製造所に立寄りて種々の珍寄なる陶器の御買物ありそれより島津邸へ成せられたりしが同邸に於ても予てより待構へたることゝて萬事意匠を凝せし用意あり余興として先づ侍士あり二百人計のものは甲冑を着け戦場の有様にて之を演したるが忠義公の子秀麿氏は弱年ながら絨緞の甲冑に身を固め諸士を指揮せるは勇々しく皇太子殿下にも御悦斜めならず次に同邸内の馬場に於て犬追物の催しあり忠義公は素袍侍烏帽子にて真先に犬に射当たれば一同思はず拍手せり次で乗馬の幌引あり次に島津家伝来の宝物を御覧に供し右終つて日本料理の饗応ありて午後五時三十分魯国皇太子希臘皇子の両殿下及び有栖川宮親王殿下には御帰艦あらせられたり市中にては家々国旗を

掲げ祝意を表し頗る賑ひたりと

◎馬関御通過

かくて諸艦相並びて出発し八日午前八時馬関市頭を過ぐ同港碇泊の汽船満艦飾をなすあり又花火を揚げ門司港頭海に突出する処学校生徒は列をなし市民は就れも岸頭に立て歓迎せしが同港には初めより碇泊なき御予定にして一瞬の間に駆過せしかば同市民は頗る遺憾に存じ奉りき

◎神戸御着

九日午後一時四十分露国皇太子殿下の御乗艦アゾウア号は随従艦モノマフ、ナヒモフ号と共に御着艦あり碇泊中の各軍艦は祝砲二十一発を放ちアゾウア号より答砲あり林兵庫県知事は水上警察署の小汽船にて御出迎なし露国皇太子希臘皇子両殿下は予て差廻したる小蒸汽船に乗りかへられ皇太子旗を立てて桟橋に御到着あらせらるゝより先き有栖川親王殿下には露国皇太子殿下に先ち御着艦上陸あり各高等官と共に御出迎をなし直に御用邸へ成らせられ御小憩の後腕車に召し生田神社御参拝夫より諏訪山へ御着同山腹の平地なる金星経過記念台の所へ御登観西洋酒茶菓等を閑とし召し四方を御眺望風光の佳絶なるを賞せられ御下山の後湊川神社へ御参詣拝殿に上らせられて懸額等を御覧あり夫より直に神戸停車場に至り同場上等待合所に御小憩四時

発の際自汽車にて有栖川親王殿下と御同乗京都に向け御出発あらせらる

かくて各国皇太子裕仁皇子両殿下の御一行は九日午後四時四十分神戸御発車同七時京都七条停車場御着を合図に両場の南郊外小牧牧蓄場には伏見観光社より祝砲に代へて煙火を打ち上げ同場には山階宮、久邇宮両殿下を初め北垣府知事以下各官衙の高等官は何れも大礼服にて奉迎なし京都市内各学校及び同市の紳士紳商はフロックコート或は黒紋付羽織袴にて西側に奉迎東側には第三高等中学校教員生徒を初め府立尋常師範学校同尋常中学校同商業学校公立上下両京高等小学校教員生徒等を以て奉迎し停車場外烏丸通り南口には緑門を立て烏丸通り六条、三条寺町へ寺町より常盤旅館へ御着御道筋は凡て上下京警察署より警部十数名巡査三百余名を派出して、天皇陛下に対する警衛法を以て警護し奉り御道筋の各民家には魯、希、本邦の三国旗を三国旗を掲げ紅提灯をつるし路傍拝観人民頗る多かりき、摂殿下には旅館へ入らせられ殿下は午後一時、久邇宮殿下有栖川宮殿下等御歓問御会食終りて午後八時半頃如意嶽の大文字山船岡山の船形七時の妙法社衣笠山の左大文字嵯峨鳥居等の点火を御清覧殿下の随行員及び接伴官は各旅館に分かれ宿せり

◎京都御遊覽

翌十日魯國皇太子希臘皇子両殿下の御一行は有栖川威仁親王殿下以下宮内接伴官等と午前九時過ぎ御旅館内和洋館へ陳列したる京都貿易商会の出品を御覽ありて午前十時頃御旅館を出させられ京都市工業物産会へ御臨場北垣市長池田同場幹事先導にて各陳列場御巡覽種々の御買上げ品ありて中堂において御休憩茶菓を供し奉り夫より御退場御苑内を大宮御所へ成らせられ同所に社寺及び市民の秘蔵に係る古宝物を御巡覽あり正殿に於て茶菓を供し同御殿南庭に於て飛鳥井伯爵等数名の蹴鞠を御覽あらせられ此の間絶えず伶人の奏楽あり古美術品中真如堂出品の涅槃像を激賞し給ひしよし十一時三十分同所御退場建春門前の芝生へ成らせれしが同芝生には幔幕を張りて御覽所を設け同所へ御着なるや北垣市長以下市会議員一同へ謁を賜ひ市長は祝辞を捧読し市会議員の名簿を呈したり夫より祝詞に対し殿下より令旨を下され次に古代式の射術繋馬を御覽あり尚ふ擊剣試合等御覽に入るる筈なりしも時刻既に一時に近づきたれば見合せ御昼食の為めに同所より一先づ御旅館へ帰らせらる

◎午后の御遊覽

午後二時二十分御旅館御出門境町御門より御苑内皇宮へ成らせられ宇田主殿助御先導にて宜秋

門より御入門。御車寄より紫宸殿、清涼殿、御常御殿。小御所等御巡覧同所にて御小憩の上堀川私立川島織物工場へ御臨場ありて種々の御買上品あり四時十分同場を出させられ夫より二条の離宮へ成せられ宮内諸殿御巡覧正殿に於て御小憩の後西本願寺へ成せられ同殿内各室及び大師堂阿彌陀堂同寺宝物蒐覧場等御巡覧飛雲閣へ成らせられ閣内庭園を御覧の後閣上にて御休憩茶菓の御饗あり殿下は池の鯉魚に手自から麩を与へて楽し気に群がれるを見させられ暫時御休憩の後更に大谷派本願寺へ成らせられ寺内を御巡覧あり同寺は目下建築中にて職工は猶ほ就業し居たれば其現況を御熟覧大工の人形等の遣ひ方を見させられ殊に希臘皇子には鉋屑を取り頻りに御興し給ひ又彫刻類には両殿下とも頗る御感の体にて其装置等を質問に及ばれ又内陣後門の柱の磨滑なるを喜び頻りに之を摩せられたり次に堂に移り建前の模様を巡覧あらせられ夫より引き続き取設場に赴き予設の席に就かせられず直に庭園へ下らせ法主の案内にて園中巡覧処々に停立して頻りに風致を賞玩せらる夫より設けの席にて茶菓を召上られ其際随行員の注意により両堂の縮図及現存毛髪繩の写真等を参考の為に進覧せり尚ほ是より東山の勝地をも御巡覧なる筈にて特に円山、知恩院、清水寺等尤も御所望のよしなりしも御旅館御出門の御予定時間後れたるより既に黄昏に近かりしかば微かに御帰館あらせられたり因に記す殿下一行は警部一名前駆警衛をな

し北道市長御先導山下警部長警部数名後衛とし随従し御道筋の警衛も行届き道路到る処四民歓迎し市中は甚だ賑かなりき

◎十日に於る大津市街の空騒ぎ

魯国皇太子希臘皇子両殿下の御一行が大津へ御来遊あらせらるることは十一日の御予定なりとありしより官民一般は其積にて準備し居りたるに十日朝に至り突然京都より両殿下は同日直に御来遊あらせらるべしとの報ありしかば県庁の混雑市民の狼狽等一方ならず俄に国旗を掲げ幔幕を張らし緑門花環等の出来を取急ぎ急に警官警衛の配置を為すなど準備も略行屆き今や御来着遅しと待構へたるに又々御模様替となり愈十一日に決定せりとの報京都より来りしより市民一般茫然として失望の体なりし

◎大津へ御来着の模様

十一日午前九時魯国皇太子希臘皇子両殿下の御一行は京都御旅館を出させられ腕車にて大津へ御来遊あり京都滋賀の境界には甘形の緑門を造り其が上部に日、魯、希三国の国旗を交叉し色紙製径四尺のクス球を飾せり大津衛戍歩兵九聯隊第一大隊は大津町字大谷町北側に同第二大隊は同片原町北側に同第三大隊は同下片原町北側に九聯隊長警部長は緑門の前に大津町長町会議

員有志者尋常師範学校大津小学校の職員生徒等その西側に就れも奉迎なしたりかくて魯国皇太子希臘皇子両殿下の御一行は木村警部の御先導にて腕車を繫らせて御来着ありしが当日両殿下とも鼠色山高帽子に縞羅紗の背広を御着用あらせられいと御手軽の扮装にて御気色麗はしく直に三井寺に趣かせらる

◎三井寺御遊覧

かくて午前九時三十五分に両殿下の御一行は三井寺に御着あり之より先き沖滋賀県知事横尾書記官沢田収税長千葉大津地方裁判所長山本検事正中西滋賀郡長数氏は孰れも大礼服を着し三井寺山下長等神社鳥居前の植木屋を休憩所となし両殿下の御来着を待受けしが前記の時刻に先つこと数分時先発の警官は御来着を急報したるを以て諸氏は鳥居前に整列して両殿下を奉迎し先導して三井寺内月見台に抵り玆所に両殿下及有栖川威仁親王殿下を請し奉り御小憩あり奉迎委員より茶菓を饗し天台宗開祖智証大師の略歴、唐崎の故事を英文に綴訳せしもの及び近江全国の地図等を細一覧に供したり両殿下は之を御覧あらせられ且つ琵琶湖の風景を御賞覧あり（此時三保ケ崎にて数発の煙火を打揚げたり）右了して正法寺に入らせられ此処にて石山寺の出品に係る石山古縁起一二三（絵土佐隆光筆）同第四（土佐光信筆）同第五（土佐光持筆）同新縁

起第一（狩野永真筆）同第二、三、四、五、（土佐光起筆）同第六、七（谷文晁筆）又円満院よりは孔雀、難福画巻、朝顔長春金銀両面衝立（共に応挙筆）及び比叡辻村寛迎寺より十界図六道分（巨勢金岡筆）十二天（隆兼筆）大津下北国町山本田鶴氏所蔵の喜怒哀楽図（応挙筆）を御覧に供したりしが応挙が難福図巻には皇太子殿下最も御感象遊ばされし御模様にて同図の内に鷲の空中に飛揚するを御覧の時英語にて「イーグル」〳〵と連呼して威仁親王殿下に御物語ありし様は何か御心中に御感ありしものゝ如く見奉りしと、これより百体観音堂の左手にて円城寺大僧正山科祐玉師に拝謁を賜ひ其裏手より御下山遊ばされ前の如く三尾神社の左手を疏水運河に沿ひ鹿関橋を東に渡り北国橋を西に三保ケ崎に御着此間商業学校の裏門前には学校職員生徒整列し奉迎したり

◎三保ケ崎御乗船

三保ケ崎より唐崎迄御乗船遊ばさるにつき御召艦に充てたる保安丸は満船緑葉と種々の花〆類にて美麗に飾り立て甲板上に日章旗三国の旗を交叉し御居間は天鵞絨を敷き中央に卓子を据へ奇麗なるケーキの類を盆上に盛諸般の準備能く行届かり特に同船は今般御召艦に供する為め過日塗り直したれば一層の美麗を添へたり、かくて両殿下は接伴の貴顕高等官等と共に御同船に相成り其他の随行員は夜夜丸矢橋丸の二船に搭じ軍艦相伴で発船せしは午前十時十分頃にて此

時同所にて数十発の煙火を絶へず打揚たり此日は天気晴朗湖上風静に浪穏かにして満船の装飾波間に新奇し壮麗譬ふるに物なし、御召艦の唐崎に着するや同沖には日章及び奉迎の二字を記せし旗をたてゝ之に黒島帽子を載き緋紗の鎧を着せしめ十数人を乗せたる二艘の船御乗船の左右に分れて奉迎なしたり唐崎に御着時に十時三十七分

◎唐崎御遊覧

御召艦の唐崎に着するや同所にて煙火を打上げ海部参事官延暦寺住職日吉神社祠官等を始め其他奉迎委員諸氏は殿下の一行を奉迎して唐崎神社の拝殿に飾付けある甲冑を御覧に供し尚ほ松樹の下に金屏風を引き廻はし御座を設け該所に御案内なし茶菓を供す両殿下は御小憩あり有名なる松樹を御賞覧あらせられ且つ此日特に撒せし鯉、鯉、鯛、鯉、鮒等数百尾を緑葉もて美麗に飾り付けし舟に盛り活けたるを御覧せられ御喜悦斜めならず手網もてすくひ上げなどして御戯あらせらる又当日坂本村々民数十名は日吉山王祭礼の節用ゆる美麗なる甲冑を着け近村の小学校生徒数百名神社の正面に整列して熟れも敬礼奉迎し其他近村の老若男女幾千の数知れぬ程或は陸に或は舟に屠集して拝観なし殊松樹の側に空中高く日、蓉、希三国の国旗を交叉し紅色の球燈を吊す等其美麗壮麗なる実に近来の賑なりき。かくて両殿下は御休憩の上再び御

乗船あり午前十一時同所を御発船あらせらる

◎御帰津

湖上恙なく太湖汽船会社機橋に御着あらせられたるは午前十一時三十分にして茲所より御上陸�underline 鑾御来津の時の如く浜通を東に境川を南に滋賀県庁に御到着あらせられたり時に午前十一時四十分

◎県庁に於ての御饗応

滋賀県庁にては予てより両殿下の御一行を歓迎せん為め正門には緑門及び花環を設け其上に日魯希三国の国旗を交叉し御休憩所には正庁を以て之に充て中央に卓を設け魯希両国賓の為めに椅子を併列し左右両側に花瓶及び応挙の金地草花の屏風二雙を立て千ペ生花を各隅に装りたり又其隣なる収税長室には御一覧に供せん為め県下の物産を陳列し食堂には議事堂楼上を以て之に充て議長席に大花籠を置き其後には緑鬱々たる模擬庭園を造り翠色滴るが如き風景をうつし其額上にЕ ОБРО ПО ЖАЛОВАТЬ！

の魯西亜文字を顕はせり（英語ウェルカムの意）天井には花環室内の周囲には花千盆栽を以て

充満す而して其中央に椅子卓子を設けあり又庁内第一課には壁間稀世の古画書類を蒐め携げたりかくて午前十一時四十分殿下の御一行が県庁に着せらるゝや当時来津中なる同県下の各郡長県会常置委員県官一同儀仗衛兵二小隊は門内の両側に出迎なし直に正庁の御休憩所に成らせられ暫時御休憩の後収税長室に陳列しある県下各物産を御覧ありて種々御買上あり夫より食堂に充たる県会議事堂にて洋食の御昼餐を召上られしが三井唐崎各所に於る県民歓迎の模様には頗る御満足の御模様にて沖知事に向ひて御挨拶あり洋酒も快よく数瓶を傾け玉ひ終て第一課に陳列せる古書画等を御覧再ひ休憩所に御小憩あり午後一時三十分御出門あらせらる鳴呼世界の楽国（魯太子盧叔の言に拠る巻首参省）祥雲藹藹り籠め瑞気長へにたなびき国賓艦影の長崎海門に浮みしより至る所成飾奉迎し緑門四頭を含み紅燈彩を呈し青山も濃翠の御衣に滴らし清川も空明を鶴上に遷し歓呼声中静に御巡覧あらせられ滋賀県庁にても御満足の御模様にて徽章を帯びさせられ静に京都御旅館へ御車を駕らせらるゝ数分豈図らんや鳴呼豈図らんや一箇凶暴の暴行の為め端なく楽国の佳名を抹殺し風雲色を変し全国震駭憤多くも至尊に禁を惱ましたまひ翌暁龍駕を西京に往げて御慰門あらせられ廟議夜深に徹し臣民悲歎に沈み手ふて至誠を輸したるも遂に御本国の電報の為め両殿下は中途神戸港頭より御帰国相成るに至る実に我明治史上の一大汚

点又一大事変――嗚呼吾人は両殿下の恙なく御巡遊を終らせられ而して萬民歓呼の中に奉送の辞を奏する能はずして此一大凶変の為め筆を把るの止を得ざるに至りたるを悲み暗然悵恨の至りに堪ざるなり

◎御遭難の模様

露国皇太子殿下の御一行は午後一時三十分県庁を御出門同門前を北へ京町通へ御通行あらせられしが予て萬一に備へたる護衛巡査は十間毎に一人を配置し都合百三十五人にて警戒甚だ厳重なりしが一行は京町通りを西へ六町計りの処に成らせらるゝ部分より京都御帰館の順序を立て左式の如く列を為したり

○宮内官吏
○警部長
○京都府知事
○式部官
○川上中将
○随行官
○露国公使
○有栖川宮従者
○有栖川威仁親王
○希臘皇子殿下
○露国皇太子殿下

随行者

○接伴官
○沖滋賀県知事
○木村滋賀県警部
○竹中京都府警部

先導者

右の行列にて随従員の腕車は六十輛計りもありしに奉送者の腕車四十輛計りを加へ総計一百余輛の腕車を列ねたるが魯国皇太子の腕車には先臭二人後押二人を附せられつゝ列を乱さず徐々と京町通五丁目なる字小唐崎町五番屋敷津田岩次郎の門前を成らせらるゝ折柄同店先に立番し居たる巡査津田三蔵（県下守山警察署三上村駐在巡査）なる者一二歩ツカツカと進むと見る間に右手に帯剣を抜きさま右側より皇太子殿下の頭部を目懸て斬りつけたるが殿下の被らせ玉へる山高帽子は縁を切断せられて転落し耳の上部より額へ懸けて傷を負せ参らし然て二刀同じ辺を斬込たるが殿下は不意の狼藉に驚き玉ひ直に腕車を左へ飛下り淋漓と鮮血の迸れる部分を右手にて押へながら高く声を発して四五間前途へ避けさせ玉ふを行兇者は猶御後を追ひてアワヤ其距離一間余となりし際殿下の次列に乗車されたる希臘皇子殿下には御急辺を見そなはすと同時に憤然として偉大なる御身を車の上より跳らせて飛下り玉ひ手に携へさせ玉ひたる太き竹鞭（滋賀県庁内物産陳列場にて御買上になりたる同県草津の産）にて行凶者の後に迫り砕くるばかり背部を乱撃し給ひければ行凶者はこれに驚き少し躊躇ふ処を殿下の御召車の左の後押をなし居りたる車夫向畑治三郎なる者我身を忘れて行凶者の両足に力を極めてスタイたるに行凶者は堪らず剣を落して俯伏しに倒るゝ所続て追ひ来りし希臘皇子殿下御召車の左の後押をなし

居たる車夫北賀市市太郎なる者透さず跳りかゝり落散りたる劔を拾ひざま行凶者の後頭部背部の二ケ所を斬りつけ気息奄々たる所を二三名の車夫が折畳なりて押ゆる所へ先導の警部木村武氏は見なれぬ物音を聞つけ劔を抜しながら疾風の如く駈つけ直に行凶者に乗懸り他の巡査江木猪市。藤谷幹一をして縄をかけしめたり此際有栖川威仁親王殿下には希臘皇子殿下の次にして皇太子殿下とは三番目の人力車に召されられしが凶変を見そなはすや否直に腕車より飛下り皇太子殿下を擁護し一行の人々と共に介抱して同町十五番屋敷呉服商永井長助方に入らせ参らされしが御傷は思ひの外浅手なりしも頭部のことゝて出血夥だしく右の険を伝ひて御頬の辺りへ流れ鼠色なる御召服の領を染めぬ殿下の侍医は甲斐々々しく治療し参らせんとする処へ接伴官の人々駈付け亭主長助を呼で水を求め店前にあり合ふ白木綿を取り寄するを夫の侍医は受取り太子を促して溝に臨める同家の居床几によらせ参らせ手桶に汲み来る水を取て頭部に洒ぎよくよく疵口を洗ひ参らするに殿下は少しも苦悩を感じさせ玉ふ御気色もなく頭部を下げて侍医の洗ふに任せ玉へり斯くて侍医に取替へ〳〵水を四桶まで汲ませ漸く洗ひ了り夫の白木綿にて頭部を繃帯し参らす此際殿下は繃帯の除の上にかゝるを五月蠅気に払ひ上げ随従の者へ捲煙草をと仰せられ暫て[illegible]話取り神色白若として喫煙あらせ玉ふ御有様実に勇ましく見受けら

しと此間接伴官の人々頻に周旋して奥の室に御寝床を展べさせ仮に御寝床をしつらへたるも大に及ばずして御入なく又大蔵の医師村治重厚塚本安己の両氏も凶報に接して直に駈付たるも最早侍医が繃帯を施し参らせ後なれば御診察申上るに及ばざりし此凶変は実に不意の事にて一行の驚愕は名状すべきなく有栖川親王殿下は非常に御痛心の模様にて種々御介抱の際にも暗涙を催ふされ其他の供奉接伴官は只々驚愕して手の措く処を知らざるものゝ如し此報の県庁に達するや斎藤大尉は二中隊を率ひ現場に至りヒシヒシと皇太子殿下を護衛なしぬ又市街にては凶報の伝はるも人民は孰れも信ずる気色なかりしが追々に事実なることの分明せしより孰れも驚駭狼狽なし争ふて御遭難の現場へ駈つけしも最早警衛の巡査は繩を路上に張り一人も通行を許さず厳重に警護なしぬ斯くて御疵の手当も終りたれば殿下は間もなく人力車に召させられホロを下し除かに県庁へ立戻らせられ希臘皇子殿下有栖川親王殿下を初め何れも徒歩にて前後を擁護し九聯隊の護衛兵は厳しく警固なして県庁に帰り玉ふ時に午后二時なりし夫より正庁に御寝床を設け第九聯隊の梶井軍医正其他諸医の診断を受けさせられ先に取敢ず繃帯し参らせたる白木綿を解き更に綿撒糸にて繃帯を施されたるが御疵は右方顳顬部二ヶ所にて一は長さ九サンチメートル（我二寸九分七厘余）一は長さ七サンチメートル（我二寸三分一厘余）なりと、か

くて庁内は俄に靴のまゝの昇降を禁じ廊下又は通行すべき所にはズックを敷き草履又は裸足にて御用を勤め極て静粛を旨として何れも憂色面に上り庁内廓として声なし又県庁の警衛は接伴掛りなる用上陸軍中将の指揮にて一切警察官の護衛を解き更に警固し来りたる大津衛戍第九聯隊二中隊を以て厳重に護衛し片原町に奉送のため出張し居たる内藤連隊長は凶変を聞き直に諸兵を率ひて県庁に着す此際沖知事は取敢ず内務大臣にあて電報を発しぬ

露国皇太子殿下只今当地御立の途中大津町に於て路傍配置の巡査一名抜剣皇太子殿下の御横腹へ切付たり犯人は其儘縛に就たり御傷は横三寸余御精神は確かにて供奉員にて取敢へず繃帯し県庁へ御帰あらせられ只今療治中犯人の巡査は本県守山警察署詰津田三蔵と云ふ全く精神錯乱此挙に及べりと畏入り居れり御先導警部は該巡査を一刀切付け縛したり何とも畏入りたる事不取敢上申す（午後二時三十分発）

当時[illegible]者を新しは前記の如く車夫北賀市市太郎なるも驚擾狼狽の際供奉せる当局者もかゝる誤報を上申するに至る以て当時の光景を想見すべし（但し此電文は、同日午后八時四十分発の電報にて正誤す）又有栖川威仁親王殿下より直に天皇陛下にあて御慰問の為め行幸あらせられ玉はんことを上奏遊ばされしやに漏聞ぬ。殿下は一時本県庁にて御滞留御療養遊ばさるゝやに

て県庁より京都猪子病院長大坂吉田病院長、神戸小林神戸病院長に来津あり度旨電報を発し猪子病院長は直に伺候診察参らせしが午後三時三十分頃に至り京都御旅館へ御帰館の事に決し御出発あらせられ殿下は御顔少し青ざめさせられしも別に御苦痛の模様なく階段を歩して御腕車に召させられ希臘皇子殿下、有栖川親王殿下一行は徒歩にて警衛前の如く大津衛戍九聯隊は県庁より馬場停車場までの両側を剣銃厳そかに警衛なし停車場辺の岡阜にも散歩を布たり御道筋は県庁前通を北へ浜通を東へ徐かに馬場停車場まで成らせられ四時発の汽車にて有栖川親王殿下及び医官と御同乗にて殿下は横臥遊ばされしが一行の人々と共に京都御旅館へ御帰館遊ばされ接伴官の注意にて特に汽笛を鳴さず粛として進行を初め吐出す紫煙は黒暗々に大津街を籠めて此大凶変の痕跡を印し去る如く鬱蒐たる青山深碧の湖光も何となく憂容を帯び停車場まで御見送なしたる人々及び軍隊も只黙然長嘆するのみ

◎御遭難後滋賀県紛擾の光景

電信発送を停む　凶変あるや否大津電信郵便局（京都も同様）にては一時其筋の内訓により露国皇太子殿下の凶報に係る一切の私信を受付ざりしが午后十時過より其禁を解きたり

県庁内の徹夜　知事官房を始め警察部員は勿論沖知事は午前二時迄溝部参事官沢田収税長及び各課長、当衛戍歩兵九聯隊才二大隊副官近藤中尉等は徹夜をなして凶変に関する事務の取扱を

なし、又同庁より各地へ発送する電信引も切らず係官は二人曳の車にて深夜に至るまで電信局へ疾馳なし前後車を望む程なりし

家宅捜索　凶変あるや直に大津地方裁判所土居予審判事は書記官を随へて保安課詰安食警部と共に凶行者の居住せる野洲郡三上村へ午后六時頃出張して家宅捜索をなし同夜草津発午后十時十分の終列車にて帰津したるが同人宅には別に遺書の如きものはなかりし

信書取調　津田三蔵凶行事件につき守山郵便局に於ては近頃同人に信書配達等の有無を取調べたり

大津警察署の警戒　大津警察署にては同夜同市街を六部に分け巡査を配置し警戒をなしたり

護衛兵の出発　大津衛戍歩兵第九聯隊の夏目大尉は第十一中隊を率ひ露国皇太子殿下京都御旅館御警衛の為め同夜八時大谷発の汽車にて出発せり

事実参考人取調　同夜深更より十二日へかけ大津地方裁判所にては土居、三浦両判事の係りにて御遭難の場所近傍に住るもの九名を召喚し事実参考の為め取調べしが其時間及姓名は十二日午前三時より四時十分迄岩田吉兵衛同六時より十一時迄伊藤市兵衛同時刻中井平之助同二時より三時迄園田善兵衛同六時より十一時迄酒井岩造同時刻小林幾治郎又午后八時より十二日午前三時迄津田岩次郎同二時より三時迄

永井長助等なりと

憲兵の来津　凶変の起るや川上陸軍中将より急報を以て名古屋憲兵隊へ至急送兵すべき旨照会せられたるにより同隊よりは直ちに五十名の憲兵を繰り出し十二日午前四時三十分大津馬場停車場へ到着せしが最早露国皇太子殿下は京都へ御帰館あらせられたる後なりしを以て滋賀県庁よりは竹内属出張して其旨を通知ありしにより直に京都に向つて出発せり

進退伺を出す　沖滋賀県知事斎藤警部長には同県へ御来遊の際かゝる凶変を生じたれば怠慢の罪逃るべからずとて其筋へ向つて進退伺を差出し又大津守山両警察署長も知事に対し同伺を差出したり

野村検事長と参事官　大阪控訴院野村検事長及司法参事官倉富勇三郎の両氏は十三日午后大津地方裁判所に出張せり

大津地方裁判所　同所予審判事検事の諸氏は凶行者、津田三蔵の被告事件に付非常の多忙にて毎日徹夜をなし居りしも主任者は未定にて言はば総掛りなりし

◎御旅館へ御帰着並其後の御模様

十一日午后五時二十分露国皇太子殿下は御一行と共に大津馬場に御着あり御警衛は前日御着京の節とは大に厳重を加へ殿下は希臘皇子殿下及び露国将官と共に並び進み御馬車の前後左右は露国及び我国の将校数十名護衛し引続き二百余名の巡査厳重に警戒して五時三十分頃御旅館なる常盤ホテルへ御着あり玄関に馬車を付させ侍従に手を引かれながら静々出させ玉ひしが護衛の人々へ御会釈遊ばされ格別御悩みの御気色もなく悠然として御座に就かせられ医官ランハグ氏及び病院長（宮内省侍医局出仕「京都在住」半井澄氏も参候し神戸碇泊の同軍艦よりも軍医一名下官と共に午后九時頃着したりといふ）診察奉り同夜十時御治療を終りしが殿下は牛肉二斤とスープを召し上られ十二日午前二時頃より御就寝同十一時迄九時間御安眠あらせられ日本料理を召し上り玉ひ十二時前有栖川威仁親王殿下に御面会同殿下より御容体を御尋ねありしに発熱もなく常と異ならざる旨御答遊ばされ尚ほ御痛みも感じさせ玉はずとて快く御談話あらせられしと、又同御旅館内は前日に倍して警衛いと厳重に何人たりとも門鑑なきものは一人も入館を許さず尚ほ同旅館の近傍二三十間が程は車馬の御容体に御障あらんを慮り一切通行を禁じ止を得ざる分は人夫をして門内へ担ぎ入れしむるなど其混雑は非常なりし

◎宮中の御混雑

露国皇太子殿下に対し兇漢危害を加へたる旨の電報滋賀県より宮中へ達したるは殆んど同日午后二時三十分頃にて此兇報あるや土方宮内大臣は直ちに御前に伺候し恐れ多くも右次第を具さに上奏し奉りしに陛下は御気色を替させられ驚かせ給ふ事一方ならずして其後殿下の御容体は如何にやと深く大御心を痛ませられて直ちに侍従に命じ電話を以て北白川宮殿下を召され陛下御名代として取敢ず御見舞の為め該地へ出頭の儀を御委任在らせられ続いて高木池田の両国手を急使を以て召出され是亦出張の儀を御沙汰相成り其内宮中より右の凶変ありし次第を各親王殿下の許を始め諸大臣文武親勅奏任官等へ急報せしにぞ何れも取急ぎ参内したれば宮城内に馬車腕車の往来織るが如く其混雑云はん方なく殆んど総出仕の有様にて夫より有栖川、伏見、（小松宮は御不快にて不参）の両親王殿下、徳大寺、松方、西郷、山田、青木、樺山、陸奥、土方の各大臣、井上、黒田の両伯等は御前へ伺候し右に関しての会議を開くなど実に宮中は未曾有の取込みにてありし

◎行幸仰出さる

かくて、天皇陛下は御親問として行幸遊ばさるゝ旨官報号外を以て左の如く仰出さる

宮内省告示第十号

明十二日午前六時十分　御出門同時三十分新橋発別仕立汽車御乗露国皇太子殿下御訪問として京都へ行幸可被為旨仰出さる

宮内大臣　子爵　土方　久元

◎外務省より露国政府へ電報を発す

我外務省よりは同日午后五時頃露国政府並に同国駐在剤我公使館へ向け露国皇太子殿下御凶変の電報を発したり

（但し到着は八時間後なり）

◎諭勅

又同日午后九時伯爵松方総理大臣に召され左の通勅語あらせられたり

今次朕が敬愛する露国皇太子殿下来遊せらるゝに付朕及朕が政府及臣民は国賓の大礼を以て歓迎せんとするに際し図らざりき途大津に於て難に遭はせらるゝの警報に接したるは殊に朕痛惜に勝へざる所なり亟かに暴行者を処罰し善隣の好誼を毀傷することなく以て朕が意を体せしめよ

◎内務省訓令を発す

内務省訓令第七号

警視庁　北海道庁　府県

今回御来遊の露国皇太子殿下本日滋賀県大津に於て凶徒の為に難に遭はせられたるに付天皇陛下は聖慮を悩ませられ殊に詔勅を発せられたるを以て聖慮を奉体し尚一層厳重に注意を加へ同殿下御滞在地は勿論御通行の途次と雖も萬一の不都合無之様日夜警察を厳密にし以て隣誼の実を挙ぐることを勉べし

明治二十四年五月十一日

内務大臣伯爵　西郷　従道

◎天皇陛下東京を御発輦あらせる

天皇陛下には露国皇太子殿下御遭難御親問の為め十二日午前六時御出門同二十分新橋へ御着同三十分発の臨時汽車にて西京へ向け御行幸あらせらる。御陪乗は徳大寺侍従長にして皇后陛下、皇太子殿下及有栖川伏見両宮を始め松方、後藤、陸奥、欅山、山田等の各大臣各宮中顧問枢密顧問文武高等官数十名は新橋停車場へ奉送したり畏れ多くも同日は龍顔御憂の色顕はれ痛くも宸襟を悩ませられたる御模様に見受奉れり又同日は午前六時の通常汽車にて御発輦の御予定なりし趣きな

りしも十一日夜宮内省の混雑一方ならず遂に御間に合ひ兼ね臨時汽車を差立てしものなりと供奉の重なる人々は土方宮内大臣山崎宮内書記官米田、堀河、東園、毛利の各侍従、立見陸軍大佐、富岡同少佐等なり

◎京都御着輦

かくて天皇陛下には御直行にて同日午後九時十五分七条停車場へ御着輦同所楼上に於て御休憩在らせられ此際同停車場に奉迎遊ばされ在りし山階、久邇、北白川、有栖川の各殿下を始め奉り御先着の西郷、青木両大臣、露国全権公使、露国艦隊司令官、川上陸軍中将、阿武、土屋両陸軍少将、長屋陸軍大佐、高木軍医総監、北垣京都府知事、加太京都地方裁判所長、岩重同検事正、字田主殿助、京都府各高等官、京都滞在の各高等官、華族、官幣社宮司、御由緒ある寺院の門跡、各宗管長、其他有位の人々へ拝謁を賜はりしが殊に露国全権公使へは皇太子殿下御負傷在らせられ辰襟を悩ませ給ふ旨の御挨拶ありて同公使は坐ろに感涙に咽びたり又川上中将、北垣府知事等に向はせられ皇太子殿下の御容体等を委しく御下問在らせられたるに依り両氏より委細に奉答あり夫れより直ちに皇太子殿下御旅館へ御訪問遊ばさるべき筈の所露国全権公使より陛下にも御長途御疲労も在らせらるべく又皇太子にも御負傷後略服にて在らせ給ふに付御正服を

召させらるべき筈なるに依り旁々御慰問は明日に御延引下されたき段奏上ありしを以て俄に御模様替り同停車場より直ちに皇宮へ入御遊ばさるる旨仰出され同九時四十五分御馬車に召され徳大寺侍従長御陪乗にて烏丸通を北へ三条通を東へ堺町通を北へ皇宮へ入御在らせられしは同午后十時二十分頃なりしが、引続き北白川、有栖川両宮殿下を始め西郷、青木両大臣等天機伺の為め参内あり、陛下には同夜三時頃に及んで御寝殿へ入らせられ四時四十分頃には早や御目覚となりしが続て伊藤、黒田両伯及び西郷、青木両大臣の参殿あり為めに

陛下には暫ばしも玉体を安んぜさせらるゝ御暇もなかりしやに承る申すも畏きことにこそ

◎御訪問あらせらる

天皇陛下には十三日午前十一時十分御所御出門露国皇太子殿下御旅館常盤ホテルへ臨幸同殿下を御慰問あらせらる供奉は、有栖川熾仁親王殿下土方宮内大臣、徳大寺侍従長、米田、広幡の二侍従並に近衛将校二人にて蓋簿は儀仗兵をも加へさせられざりしが右は御微行にて公式にあらざればなるよし、当日露国皇太子殿下は浅黄色の琥珀絹にて御頭部を裹み白色薄羅紗の御寝衣を召し日本風構造の座敷の楼上に椅子に倚りておはせしが、陛下の頓てホテルの門内に入らせ玉ふや御居室に御入ありたり斯くて陛下は玄関にて御下車希臘皇子殿下及び他の太子随員御出迎をなし楼

上に導き奉つり右室内に於て御対顔あそばされ西郷、青木、土方の三大臣黒田、伊藤の二伯も御先着なし居りしを以て御対顔の席に召されたり又陛下は通常の御軍服を召されたり左の勅語あり式部次長三宮義胤氏英語にて通弁し奉る

勅語

殿下今回遙かに朕が国に御来遊せられたるに就ては朕は国家の大賓として殿下を御迎ひ申すは勿論都鄙夫々の準備を為し出来得る丈け好情を表し度思ひ居ること既に殿下が通過せられたる鹿児島、長崎両県に於て聊か御款待申したることを以て其の一班を承知せられ度朕は頓りに御入京を楽しみ其期を待ち望み居たるに図ずも一昨日大津に於て難に罹らせられたることは実に朕が悲む所にして殊に土地の隔絶せるが為に事情自ら通ぜず殿下の御両親なる皇帝皇后両陛下が此凶報に接して深く御心痛あらせらるゝことを想念すれば左こそと察し参らすなり此暴行人は早速有司に於て国法により処罰致すは固よりの事なれども其罪や悪みても尚余りあり朕は殿下が御身を重んじ充分の御療養を加へられ一日も早く御全癒に至らん事を祈る

朕は親しく御見舞の意を表する為めに昨暁匆々帝都を出で昨晩直に御見舞申度思ひたれども医師より御病気の御障になるとの事に付其意を果さず本日に至れり今殿下の容体を見るに幸

に格別御重体に非ざれば僅かに安心するを得たり追て御健康旧に復せられたる後は東京その他の都府及朕が国の山水を冷り遊賞せられんことを希望す

右に付き露国皇太子殿下の御答詞は左の如き趣旨なりと承る

皇太子殿下御答詞

今回貴国に来遊致せし以来到る所懇待を受けたるは余の頗る満足致す処なり然るに図らずも滋賀県に於て難に遭ひたるに陛下の御訪問を辱うしたるは恐縮の至りなり此難のために貴国に対する感情を悪しと致すことなし不日治癒の上は正式を以て宮廷に至り感謝の意を表し奉らん然れども余の進退は目下本国なる両陛下に伺ひ中云々

又同日天皇陛下より希臘皇子殿下に左の勅語ありしと

殿下が今回露国皇太子殿下と共に朕が国に御来遊せられたるは最とも歓喜する所なり朕は早く両殿下御入京の日の到らんことを待ち望み居たるに図らずも一昨日大津に於て露国皇太子殿下に危害を加へたるものあり朕此報を得て驚愕甚し就ては親しく御見舞の為め昨暁帝京を発したり併し同殿下の御傷痍は思し程の重体に在せられず朕聊か安堵することを得たり殊に承れば殿下は其傍に在て同殿下を保護せられたる由、殿下の御誠意と御勇気は朕の感佩する

所なり幸に殿下には御怪我もなく朕の喜び比するに物なし

かくて陛下は同四十五分御所へ還御あらせらる。

◎皇后陛下皇太子東宮殿下の御見舞及各親王大臣以下の訪問

皇后陛下は凶変につき痛く御心配あらせられ十二日午前七時京都なる露国皇太子殿下の御旅館へ寄て御見舞状を御贈り遊ばされ次で小松宮彰仁親王殿下御息所を御名代として御発しあらせられ又皇太子東宮殿下には御見舞の為め侍従中山孝麿公を御使として差遣はさる尚凶変の当日北白川宮殿下は午後四時四十五分新橋発の汽車にて高木軍医総監、池田侍医等を従へ御出発あらせられ西郷青木両大臣及大浦警保局橋本軍医総監等も同日九時同新橋発の汽車にて出発し有栖川熾仁親王殿下及伊藤、黒田両伯は十二日午前十一時四十分小松宮御息所は同宮殿下は病気につき御自身の御見舞且つは殿下の御見舞を兼ねて同日午前九時五十分東京を発せられ其他、貴両議院府県市町会各商工業組合政治上の各団体各種公私立学校等は孰れも総代を発して御慰問状を呈し種々の御見舞品を献上なし御旅館門前は雑踏塡咽して殆んど通行する能はざる程なりしが其混雑は一班を挙れば京都市参事会にては御旅館前に御慰問状取次所を設けたるが十三日迄に取次したる数は五千余名の多きに及びたりと又殿下神戸御出発あらせられし後も尚引払はず同所にて依然慰問者の取次を為したり

又十一日御遭難の当日より同十七日までの一週間京都郵便電話局七条支局及び行在所内取扱所

の三所に於て取扱いたる電信の数を其筋に於て取調べたるを聞くに内国の部発信数三千二百四十六通（此切手消印高千五百二十二円五十四銭）着信数三千三百六十七通、中継信数千六十一通小計七千六百四十四通又海外の部は発信数二十七通（此料金二千二百八十五円八十七銭内内国料二百五十一円六十四銭海外料金二千〇三十三円二十三銭）着信数八通小計三十五通発着総計七千六百七十九通なりしと

又殿下神戸軍艦へ御帰艦の後京都なる旅館より軍艦へ持運びたる御見舞品は実に長持十六棹の多きに及びたり因に記す我府県市町村及び団体等を代表して奉呈したる御慰問状は皆な欧文に訳し殿下御手許に保存し置かせらるゝ趣きにて魯艦にては十五日より三日間を期し飜訳を為し[illegible]庁よりも臨時に数名の訳官を雇入れたり

◎遣魯使節派遣の内命

[illegible]に聞き我天皇殿下より魯国皇帝殿下へ事情を伝へさせ玉ひ不注意の廉を謝せしめ玉はんの為め有栖川宮熾仁親王殿下及び枢密顧問官子爵榎本武揚氏を使節となし特派せらるゝ事に決し十[illegible]日公布の[illegible]

◎[illegible]皇太子殿下京都御発途天皇陛下御見送の為め神戸へ行幸遊ばさる

魯国皇太子殿下は曩に殿下より同国皇后陛下へ送らせ玉へる返電中に御療養の場所は閑静なるか宜しかるべければ速に軍艦に乗りて御手当大切に致さるゝやうとの事ありしを以て十三日天皇陛下御訪問あり還幸あらせられし後俄に神戸港なる御召の軍艦に御引取あらせらるゝことに決したれば天皇陛下も御見送りの為め神戸へ行幸仰せ出され午後四時御所御出門常盤ホテルに入御あり同所より魯国皇太子殿下及び希臘国皇子殿下と御同車にて寺町通を三条へ三条通を烏丸へ烏丸通を七条停車場へ着御あらせられ四時三十五分発の汽車にて神戸へ御発輦遊ばされたり御召の列車も魯国皇太子殿下及び希臘国皇子殿下と御同乗なりしが陛下は終始両殿下を御礼遇遊ばされ魯太子は中央に希臘国皇子は其右側に陛下には露太子の左側に御着座あらせられ其向側には有栖川威仁親王殿下及び徳大寺侍従長御陪乗ありたりしやに御見受申したり当日供奉外にて神戸まで随従ありしは北白川能久親王殿下、西郷、青木両大臣、伊藤、黒田両枢密院顧問官、山崎宮内書記官、各侍従、北垣京都府知事外に歩兵一中隊、憲兵数十名にして有栖川熾仁親王殿下を始め阿武、土屋両陸軍少将、高木海軍軍医総監、京都地方裁判所各判事、各宗管長、衆議院議員、上下京区長、府会市会議員、市参事会員等は七条停車場迄奉送したり

◎神戸御着の模様

かくて天皇陛下及び露国皇太子殿下の御一行は同午后六時三十分三ノ宮停車場へ御着　天皇陛下は魯国皇太子希臘国皇子両殿下及び有栖川威仁親王殿下と御料馬車に御同乗同四十分弁天浜宮内省御用邸に着御少時休憩の上魯国皇太子殿下は希臘国皇子殿下と同邸裏手なる棧橋より予て御召艦より出迎の端艇に御乗込みあり直ちに御召艦「アゾヴア」号に御帰艦あらせられる此時、天皇陛下には有栖川熾仁親王、北白川能久親王及有栖川威仁親王の三殿下を始め供奉の高等官を率て棧橋まで御見送遊ばされ両殿下の御乗艦を俟て御用邸へ入御七時五十分同邸御発輦神戸停車場より八時発の特別列車にて京都へ還幸遊ばされたり、当日神戸港に碇泊せる我軍艦八重山、高雄、武蔵の三艦を始め内外の商船は何れも満艦飾を為したり

◎天皇陛下京都へ御還幸

天皇陛下には魯国皇太子殿下を神戸まで御見送遊ばされたる上午后八時同地御発輦同九時五十分七条停車場へ着御直ちに御馬車にて御所へ還御遊ばされたり御陪乗は徳大寺侍従長供奉は土方宮内大臣、池田侍医、北垣京都府知事、山崎宮内書記官等にして御列外には北白川、有栖川両宮殿下、西郷、青木両大臣、伊藤、黒田両伯等随従し七条停車場に奉迎したるは京都府高等官、裁判所吏員、衆議院議員、市会議員、府立市立諸学校職員生徒等なりし

◎凶変露国に関する彙報

露国両陛下の御気色、　五月十二日露都特報によれば露帝は皇太子殿下御遭難につき即夜随従員より発したる報に接せらるゝや暫時御無言に渡らせられしが稍ありて後報は極めて速かに上奏せよとの御言葉ありしのみにて当時は何事も宣まはせられざりしが日本天皇陛下の特に御親問の御挙ある報に接しては帝は余程御感動あり御喜びあらせられし上又同国皇后陛下には御愛子の事とて皇太子殿下を御鐘愛大方ならず昨年皇太子殿下は皇弟ジョージ親王及び希臘皇子両殿下と共に遠遊の途に上られ久しく印度に御滞遊の上支那を経て我国へ御来遊あらせられしが皇后陛下には太子の御出立以来朝夕相見るを得ざるを憂ひ給ひ太子の印度御滞留中にも成る可く早く帰国せらるゝ様にとの事もありしとの噂ありたる程なれば今回の皇太子御遭難の飛報露都に達するや非常に御心配あらせられ前に記したる如く軍艦にて御療養の旨仰せ遣はされしなりと

我両陛下より魯国皇帝皇后両陛下への御電報、その返電、御遭難の当日我両陛下より直に露国皇帝皇后両陛下へ電報を御発送あらせられしが其大意は、

今回、皇太子殿下の御来遊に就き我臣民心力を尽して歓迎し只到らざる処あるを是恐る朕も

亦国賓の大礼を以て歓待し不日相見るを楽めるに何ぞ図らん凶漢あり殿下に大不敬を加へ傷けしとの報に接し驚愕措く処をしらず速かに医官派し治療を施さしめ尚朕親ら御遭難の地に赴み殿下を訪問し御苦脳を慰め奉らんとす幸に刃傷深からず御容体善徴を呈すと雖ども斯る不祥の凶変を陛下に報道する朕が心苦しさは申すまでもなく陛下の御驚駭と御痛心とは一層深からんことを遙察する時は言の慾くべきなく苦慮に堪へず爾後の御容体は時々御報道申すべきも取敢へず此段電報を以て聖聽に達す云々

なりし又皇后陛下の御電文は略御同様にて親ら訪問云々の語を省きたるものなりしと承る。右に続き露国皇帝皇后両陛下より我天皇皇后両陛下へ謝意電報発に二夫れ夫れ御返電ありて玉ひ一は京都なる我陛下の御手許へ達し一は宮中なる皇后陛下の御手許へ達したりと承はる今御返電の意味は大略左の如くなりと

我親愛なる愛子は今度露国に於て難に遭ひたれども幸にして天の冥助に依て大事に至らざりし由

貴陛下凶変に付種々に叡慮を労せらるゝを謝す

なし両陛下とも同意味のものなりしやに承る

魯国臣民の感情、　凶変に関し魯国臣民の我国に対する感情如何を聞くに同臣民は這回の事変に関して最も多くも我天皇陛下には時を移さず直に京都に行幸あらせられ御慰問し玉へる御心寄の程は孰れも其御鄭重なるに感じ露国公使の如きは天皇陛下の京都御着輦の際七条停車場にて御出迎ひなし同所にて同公使に対し懇篤なる勅語ありし際は坐ろに感激して涙に咽びたるほどにて同国随従員は孰れも悪感情を抱かざる而已ならず長崎、鹿児島地方より京都等に至る迄御通行の各地に於て人民より鄭重なる待遇を受けさせ玉ひたる有様並に這回の事変以来各地方人民続々蹤を接して御慰問申上げ種々献上物を捧呈する杯の鄭重なる待遇には深く満足の意を表せり又神戸碇泊の軍艦にては此変報に接すると等しく一切水兵の上陸を禁じ一名も陸上水兵の姿を見ず至極静穏なりし、又露本国政府にては此事変の顛末を聞きたる末漸やくにして此事変の結果を穏当ならしむべき状態を官報に公載することに決し同国官報及新聞紙は同国宮内大臣より発したる左の意味の公報を掲載せりと云ふ

皇太子殿下は御漫遊中五月十一日凶徒のために剣にて其頭部に負傷遊ばされたり殿下の創傷は甚だ軽くして且危険なきを得たるは一に天帝の冥護にして感謝すべき所なり殿下御親裁の電信は御健康の恙なきを証せり殿下には御予定の道筋を変じ給はず引継ぎ御旅行遊ばさるべ

き御意向なり云々

◎魯国軍艦コレエッ号長崎に出発

露国皇太子殿下の神戸碇泊の御召艦へ御帰艦なりし夜十時三十分頃同国軍艦の一なるコレエッ号は抜錨して長崎に向ひしが用向は石炭積込の為と云ひ或は浦塩斯徳に碇泊中なる同国東洋艦隊へ事変を報道する為なりしとも云ふ

◎皇太子殿下御帰艦後の御模様並接伴官饗せらる

皇太子殿下は御召艦に御帰艦後同国の医官三名は手を尽して御治療をなし翌十四日繃帯を解きて改めたる処にては少しも膿化の兆なく癒合し八針の中の一部は糸を抜とりて御気分は更に常に変らせ玉ふことなく活潑に侍従の者と御談話あり十四日正午十二時御召艦アゾヴァ号へ有栖川威仁親王殿下を始め川上中将斉藤山内の両式部官其他の接伴官一同を招き午饗の饗応ありて殿下にも御食事は常の如く酒も召上られさて一同に向ひて今回の凶変の如きは決して驚くに足らず余は幼少の時より度々危難に逢て疵を請たることありとて御手足等を指して瘢痕を示し玉ひさらば今回の如き小事変の為め決して貴国に向て感情を悪くすることなければ何卒御心配下されまじなど活潑に御物語あり有栖川親王殿下を始め我接伴官一同は偏に皇太子殿下の御勇武

洪量に感じ入りたり

◎皇太子殿下御帰国に決す

かくて皇太子殿下は御予定の如く東京及び各地へ趣かせらるべし否直に御帰国なるよしなど浮説紛々たりしが愈よ東京に来遊あらせらるゝことのことにて同地にては俄に勇み立ち一時中止したる準備に又もや奔走尽力するなど中々の賑ひなりしが皇太子殿下より十六日我天皇陛下へ御親展を以て愈々御帰国に御決定せしよし仰せ遣ぜられたるが其趣旨は左の如し

我父たる皇帝は我西比里亜を経ての旅行をなすの前驅拉西保斯徳克に於て暫時休養すること必要なりと判断し日本を辞し去るの訓令を与へたり因りて余は来る十九日即ち火曜日露国に向け直ちに出発することに決定せり。陛下に暇を乞ふの時に際し当国に於て陛下及び臣民より受けたる懇篤なる待遇に付き更に真実感謝の意思を述べざるべからず余は、陛下及び皇后陛下が過日表示せられたる好情は決して忘却せざるべし、且余は自から皇后陛下へ尊重なる敬礼を呈する能はざることを深く遺憾とす、陛下よ冀くは我日本より持帰る所の記念は毫も隔意を交へず只日本の帝都に於て両陛下に拝顔する能はざりしを遺憾となすことを推察し賜はりたし

◎御帰国についての理由

かくて魯国皇太子殿下が浦塩斯徳港へ向け御出発遊ばさることに御決定相成りたるは人或は案外の思を有するものなきに非ざれども元来殿下が御巡遊に就ては本邦駐剳の同国公使より我外務大臣に対して再三照会する所ありしに外務大臣は我内地を旅行せらるゝとも決して危険の慮なしと固く保証したるより愈よ御来遊のこと定りたるに図らずも大津に於て今回の異変を惹起したるより同国公使も非常に痛心し爾来本国政府と数回の往復を重ねたる末殿下には一旦御入京のことと御内決ありたれど此上又もや異変を生ずる様のことありては、夫れこそ実に一大事なればとて同公使より其趣きを本国政府に上申、本国政府も亦た之を聞きて十六日電報を以て殿下の御帰国を促し殿下より更に天皇陛下へ仰せ進ぜられしなりと云ふ

◎皇太子殿下の御誕辰

十八日は露国皇太子殿下の御誕辰に就き神戸港内に碇泊する大小の各内外汽船其他の船舶は孰れも皆々の旗章を掲げ又海岸通は一般各戸に国旗を掲げて祝意を表し神戸の有志者は夜間海岸通に露国の国旗形に球燈を吊いて祝賀の意を表し且露国軍艦の注文に応じて煙火を打揚げたり又同日殿下御誕生日を祝する為め天皇陛下には侍従を御差遣し遊ばされ御接伴員北白川宮殿下を始

め、川上陸軍中将以下接伴掛一同及青木外務大臣等何れも大礼服にて御召艦アゾヴァ号に至り御祝詞を申述べたる上北白川宮殿下には我天皇皇后両陛下より皇太子殿下に御贈進の綴織御敷物（天皇陛下より）蒔絵御茶棚（皇后陛下より）を奉られたるが敷物は周囲に魯国皇室の御紋と吾皇室の御紋とを交へ内に犬追物の図を織出したる十畳敷のもの又茶棚は藤花の金蒔絵にて高さ五尺許あり何れも稀れなる名品なりと云ふ、又宮内省接伴係の人々よりは同じく御誕身を祝して華花を贈り魯国軍艦の水夫は近海に於て端艇の競漕会を催すなど却々盛なりし

◎天皇陛下京都御駐輦の御模様

天皇陛下には十三日魯国皇太子殿下御見送の為め神戸へ行幸あらせられ同夜直に御還幸遊ばされし後は日々御所に静居あらせられ来京の各親王殿下各大臣京都在住の華族等へ御謁見を賜り其他各地の商工業組合府県市町有志等より続々天機伺の書を捧呈し時々御前会議を開かせられ日夜聯盟邦家の為め聖体を労し玉ふ御盛徳の程申すもなかなか恐多きことなるが、十六日魯国皇太子殿下より御親電を以て殿下は本国なる皇帝陛下よりの訓令により弥々十九日を以て浦塩斯徳へ御回航遊ばさる旨仰せ進められしより天皇陛下は御告別の為め同日神戸行幸を仰せ出させ玉ふ

◎神戸行幸御告別の御模様

天皇陛下には十九日午前九時御出門堺町通を三条通へ三条通を烏丸通へ烏丸通を同九時三十分七条停車場へ御着輦直ちに御召列車に乗御、神戸へ御発輦遊ばさる、御陪乗は徳大寺侍従長、供奉は有栖川熾仁親王殿下、土方、西郷、青木の三大臣、黒田枢密顧問官、伊藤宮中顧問官、伊藤海軍少将、堀川侍従、岩佐侍医等にて山下京都府警部長及び山県警部は御警護の為め随従せり、当日七条停車場に奉送したるは京都府高等官、裁判所吏員、川田元老院議官、黒岩、山陽警察令、市会議員、商工会議所会員並に官公私立諸学校職員生徒等にして御道筋は拝観人堵の如く第三高等中学校生徒停車場外に整列して捧銃の礼を為しかくて同日午前十一時三十分神戸停車場へ着御あらせられ楠公神社前を右へ多聞橋通相生橋を経て宇治川筋に沿ひ弁天浜宮内省御用邸に入御同所にて御小憩の上、棧橋より小蒸汽船にて魯国皇太子殿下の御乗艦を訪問あらせらる。当日に予て天皇陛下より宮内省御用邸に於て露国皇太子殿下を御饗応あらせらるゝ旨仰せ遊ばされ皇太子殿下にも非常の御満足にて直に御承諾の御答ありし殿下は此日我人民より種々なる献上物を御覧あらせられ夫れが為めか少しく御疲傷に腹を持ちたる故侍医は甚だ気遣ひ参らせ今日御上陸相成りて又後御発熱ありては御大事なれば是非御見合然るべしと甲

上たるに殿下は己に陛下に御約束の後なれば是非御招に応ぜざるべからずとの仰ありしに侍医は是迄御病体を御預り申上たる以上は侍医の上申を御採用之れなき上は直に免職を願ひ他の医師をして御病体を預らしめたしと申立たり、此儀我陛下聞食され宮内大臣をして殿下の御上陸は御身体の御障りなりと侍医の見込の由なれば止む得ず御招待を取消すとの旨御申入ありたるにより殿下は左らば是迄御懇切の御待遇を謝し奉り併せて御名残をも惜み参らせたしと陛下に軍艦に行幸あらせられんことを請求に相成り我が陛下にも御尤もなる思召とて直ちに御承諾遊ばさるゝことゝなりさてこそ御訪問あらせられたる次第なりと、斯くて陛下の魯国軍艦に御着あらせらるゝや軍艦にては百一発の礼砲を放ち艦中のものは悉く大礼服を着けて歓迎し奉り陛下に午餐御饗応あらせらるゝ席は陛下を中央の主座に請し参らせ魯太子殿下は其右に有栖川熾仁親王殿下は其左に次に北白川能久親王殿下は希臘ジョージ親王殿下と相対座し給ひ次に土方宮内大臣、露太子殿下の侍従長、艦隊長、露国公使等列席す、かくて露太子殿下は痛く我陛下を尊敬し給ひ宴席中陛下に対する御談話御待遇振りの懇篤鄭重なる師父に対する如くにして尤も満足なる感情を表せられたり且此席にて露公使は陛下に対し奉り陛下及び陛下の臣民の露国に対する厚意は充分に感佩したり尚此上に有栖川威仁親王殿下を本国に差遣はさるゝは丁重な

る御事なれど甚だ痛入る次第ゆへ是非此事を御辞退申上ぐべき様魯国皇帝陛下より命令し給ひたるを以て使節御派遣は御止めに相成りたしと申上げたれども陛下は肯なひ給はず此使節を出すは我国より尽すべき当然の事なりと宜ひしに公使は斯くては却て本国皇帝陛下の厚意を黙止し給ふなりと笑ひながら押て申上げたるより、陛下も然らば使節派遣は見合はすべしと宜ひ露国太子殿下も夫れにて安心致す旨仰せられ夫れより和気藹々の中に種々御観覧あらせられ互に万歳を御祝し遊ばされて御告別あらせらる

◎神戸より御還幸の御模様

天皇陛下には露国皇太子殿下の饗応を受けさせられ御告別の上、御用邸へ還御御小憩の上午后三時神戸停車場御発車京都へ御還幸遊ばさる当日神戸停車場には兵庫県高等官、衆議院議員、県会議員、市会議員及諸学校職員生徒等奉迎送をなし小学生徒は御道筋の両側に整列して君ヶ代を奏したり、かくて同日午后四時四十五分京都七条停車場へ着御直ちに御馬車に召され、御順路即烏丸通を北へ三条通を東へ堺町を北へ建礼門より入御在らせられたるが御鹵簿は午前行幸の際と同様なりしと、又同停車場奉迎したるは、府庁及び同地方裁判所の高等官、上下両京区長、府市会議員、商工会議所員、官府市公私の各学校教員及び生徒等にて御順路の両側に整

列せり、又辻々には憲兵巡査警衛し奉り午后五時十五分皇宮へ御安着在らせらる

◎露国皇太子殿下より日本人民への告文

露国皇太子は御出発に際し侍従武官を以て日本人民へ左の告文を発せられたり

余が尊重敬愛する全魯西亜国皇太子ニコラス親王殿下今般御遭難により日本皇帝陛下の臣民は痛く之を憂慮し殿下を慰問せんが為め電報書翰を寄するもの幾千通、物品を贈るもの数百人或は委員又は総代を派し或は身自ら京都神戸に来りて皆余並に公使に其進呈執達の事を依頼せり。余は其厚意を表示せる慰問の主旨を、具に言上したる上物品を配置して一覧に供したるに殿下は深く其誠意を嘉納せられ厚く感謝の意を諸氏に通ぜよと余に命ぜらる、今や日本を出発するに臨み百事匆々一々之に対し謝辞を発送するの暇なきを憾む、茲に新聞紙を借り殿下が余に命じたる所の謝意を起草し以て諸君に表明し併せて余が敬意を致す

露国皇帝陛下の侍従武官陸軍少将プリンス、バリアチンスキー

◎露艦神戸を抜錨並軍艦見送の模様

露国皇太子殿下の御一行は愈々十九日を以て神戸を抜錨し浦塩斯徳に回航せらるゝに付北白川能久親王殿下は川上中将及び三宮式部次長等と共に八重山艦に乗じ高雄、武蔵の両艦と共に馬

関まで御見送あらせらるゝ筈にて同日高雄、武蔵の二艦は未明に抜錨し八重山艦と他の魯艦六雙とは午后四時四十分に抜錨して舳艦相含み和田岬を廻る時に於て八重山艦は停留し露艦六雙は同艦の左舷を掠めて前進したるが八重山艦は頓て又各艦案内の為行抜けて先に廻り翌二十日午後、周防灘に於て待合を為し下の関海峡を出て六連岬の外にて先発艦高雄、武蔵と相会して一辺に並列し魯国皇太子御乗艦アゾヴアを先に立て他の六艦しづしづと我三艦の右舷を通過する時北白川宮始め奉り海員一同甲板上に立ち脱帽敬礼し及皇礼砲を発ち音楽を奏し水兵は例の祝声を三呼するやアゾヴア号より答砲を発し且甲板上には露国皇太子殿下其他諸将校一同之に従ひ各々脱帽して答礼あり其際我君が代の譜を吹奏し其他各艦に於ても答砲をなす等形の如くにして水兵は登桁を為す此の時は恰も午後六時三十分頃にして辺り近き海浜には学校生徒其他の拝歓堵を築きし如く皇太子殿下にも定めて御満足なりしならんとの事なり、嗚呼一時の凶変全国を騒擾せしめ恐れ多くも至尊をして軫慮を労させ奉りしも幸に御聖徳の至大至広なると我政府及び人民の至誠赤心により只に両国の交誼を毀らざりしのみならず却て卑諺の所謂雨降て地堅まるの好結果を得海門風暖かに歓呼浪湧くの際互に別を告るに至る吾人は記して茲に至り偏に至尊及び邦家の万歳を遠呼せざるを得ざるなり

◎泉山御陵御参拝

天皇陛下には魯国皇太子殿下も御帰国になりたるを以て翌二十日泉山の御陵に御参拝あらせられ二十一日東京へ御還幸の旨仰出さる（御参拝の御模様は省く）

◎京都御発輦御還幸あらせらる

天皇陛下には予て仰出されたる如く二十一日午前九時京都御所建礼門（南門）より出御九時二十分七条停車場へ着御直ちに汽車に召され同九時二十五分発の別仕立汽車にて御発輦在らせられたるが御馬車及び汽車御陪乗は徳大寺侍従長にて供奉して帰東ありしは有栖川熾仁親王殿下を始め奉り西郷、青木、土方大臣、伊藤宮中顧問官、黒田枢密顧問官其他山崎書記官、式部官、宮内省諸官吏及び京都滞在中の各親任官、勅任官、高等官又停車場には御見送りの各親王殿下を始め華族各官衛の高等官、府会市会同議員、市中有志者、各公私立学校の職員生徒等謹て奉送し又奉送有志者より停車場南手に於て着御在らせらるゝと同時に二十一発の煙火を礼砲に代へて打揚げたり当日は殊に天気清朗にて御通輦の御順路両側及び停車場近傍は拝送人群を為し数十歩毎に憲兵巡査警衛し奉りぬ

◎東京御還幸の御模様

天皇陛下には二十一日午后六時二分静岡停車場へ着御御行在所大東館へ成らせられ同日御駐輦
翌二十二日午前八時行在所を御発輦あらせられ臨時汽車にて同日零時五十分新橋着の汽車にて
御還幸あらせらる当日の御奉迎として皇太子殿下は陸軍少尉の軍服を召され、零時十五分曾我
太夫、中山侍従長、同武官供奉にて新橋停車場へ着御せらるゝや程なく皇后陛下は水浅黄の御
洋装正午御出門にて香川太夫を始め書記官、女官供奉なし同二十分停車場へ御着あり此時皇太
子殿下は曾我太夫御先導にて昇降口まで御出迎遊ばされ御先着の有栖川威仁親王同妃、宮内女
官、松方総理大臣、山田、後藤、芳川、陸奥の各大臣大木枢密院顧問官も同所まで出でて奉迎
し夫より香川太夫、御先導にて楼上に成らせ給ひ十二三分間御休憩あらせられる、其の他奉迎
の方々の各省勅奏任官、麝香綿鶏両間祇候公侯爵並びに伯子男の三爵惣代一名づつ陸海軍将校
警視総監、東京府知事等にて相尋で正午前後に同所へ参集せしが頓て零時三十五分皇后陛下並
に皇太子殿下を始め奉り供奉の方々及び高等官等何も棧道へ整列されし時は流石に広き場所も
処狭きを覚えたり斯くて五十五分に至り天皇陛下停車場に着御あらせらるゝや皇后陛下、皇太
子殿下御奉迎御拝あり陛下は御会釈遊ばされ次で奉迎の高等官一同脱帽して拝し奉りしに陛下
もなじく御会釈遊されたり諸供奉の徳大寺侍従長、米田侍従、広幡侍従試補、近衛士官等扈従

して樓上に昇らせ給ふ此の時停車場前の広場に整列せし軍楽隊は君が代を吹奏したり畏みて龍眼を拝し奉りしに陛下には御略服を召させられしが百五十里余の山川を隔てゝ二週有日の御滞在其間風夜震標を悩させ給ひたればにや龍眼御疲れ給ひしにや覚えられ坐に落涙せざる者なく樓上にて暫時御休憩の上、午后一時予て同所へ差廻されし御料の御車に乗御（此時奏楽）皇后陛下皇太子殿下御同列松方総理大臣を始め各大臣及び西京より供奉の西郷大臣、伊藤伯等に至る迄秩序正しく其後に従ひ凶簿整然として御順路を御通輦あらせられ数万の奉迎者が万歳を唱ふる爆々洋々の中に御恙もあらせられず目出度宮城へ御還幸遊ばされたり時に午後一時二十五分なりき

◎露国皇太子殿下浦塩斯徳港御着

露国皇太子殿下は二十三日を以て御恙なく浦塩斯徳へ御着港あらせられ同日午后二時二十五分発電報にて身体頗る壮健に付御安慮在らせられ度曩に日本滞在中陛下並に皇后陛下より蒙りたる懇篤なる御待遇及御厚意は余が好記念として最も深く感銘する所なりとの旨を天皇陛下へ申進ぜられしに付き天皇陛下より御安着を祝せられ併せて我両陛下には常に殿下の御幸福にして壮快なる御旅行あらん事を祈らせらるゝ趣を皇太子殿下に御返電遊ばさる

◎遣露使節派遣を止む

前に記せし如く天皇陛下は露国皇帝陛下へ事情を伝へさせ玉ひ不注意の廉を謝せしめ玉はん為め有栖川威仁親王殿下及び枢密顧問官、榎本武揚子を派遣せらるゝこととなり威仁親王殿下は接伴委員長を謂め北白川親王殿下之に代らせられ十七日威仁親王殿下は東京に御帰京あり翌十八日榎本子も帰京なし内閣に出頭され二十三日東京出発陸路を神戸に趣き直に魯国に向はせらるゝ筈なりしも露国皇太子は本国皇帝の命せにて斯る鄭重なる処置には及ばざるのみならず猶我国より使節到着せん時は露国皇帝陛下は避暑御旅行の為め両三日間は都城にあらせられず為に折角遠来の大使に不在にて面接致さゞるも失礼なればとて強て御辞退ありしより遂に使節派遣の儀は御止となり二十一日其旨仰せ出さる

編者申す以下列記せる遭難記念の為め撮影、知事警部長等の任免、緊急勅令、滋賀県民の謝恩等数項は何れも天皇陛下東京御還幸前に係ると雖も事体紛擾千緒万畝なるを以て便宜の為茲に追記なしぬ、又凶行者津田三蔵に係る件及び両車夫の事は別に蒐録すべし、これ亦た記述につき眉目を明にせんが為なり、読者請ふ之を諒せよ

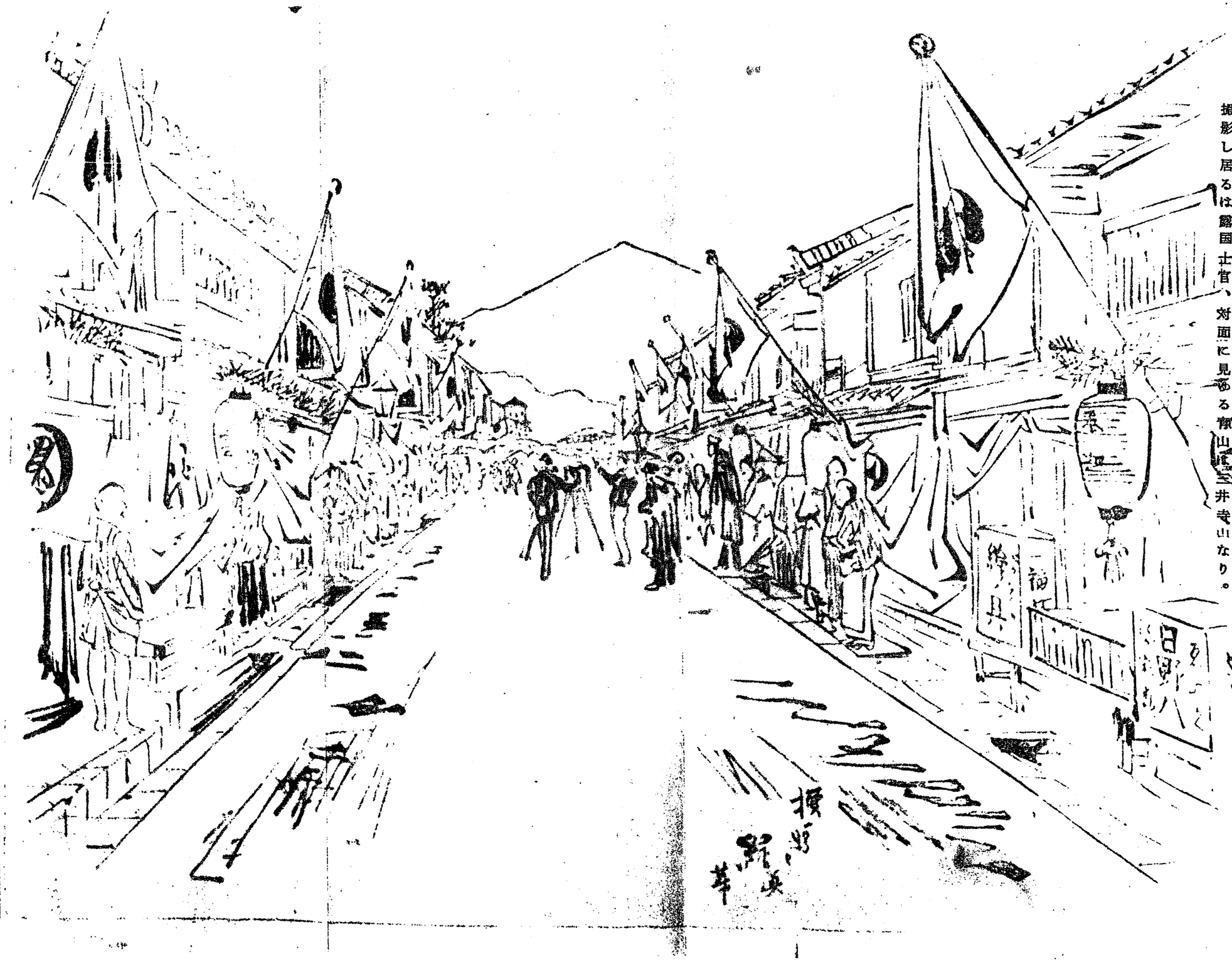

此図は御遭難後即ち十五日露国士官が神戸より来津し遭難の現地を撮影する所を更に当地写真師が写したるものにして左側四本目の国旗を樹たる家は露太子殿下休まはせ玉ひし永井長助方撮影し居るは露国士官、対面に見ゆる高山は三井寺山なり。

撮影
野口英華

◎遭難記念の為め撮影

露国皇太子殿下が御遭難あらせられし四日後即ち十五日神戸港碇泊の露国軍艦乗組士官海軍大尉ソンテレーフ氏は士官ペトロフ氏と水兵一名及び接伴係附属と共に滋賀県庁に来り御遭難記念の為とて直に県庁の正庁（皇太子御休憩所）県会議事堂（御昼食所）及び下小唐崎町永井長助の表（御遭難現場）京町と浜通御通行町筋を撮影し右一行は県庁に立戻り洋食の饗応ありし上即日京都に趨きたり又右現場たる永井長助方の近隣は何れも幕を張り国旗を掲げ御遭難当日の模様の如くして撮影したりと言ふ其撮影は下に挿入す

◎滋賀県知事警部長及び両警察署長の免官

露国皇太子御遭難の凶変なる実に青天の霹靂にして何人も夢想だに及ばざる処なるが当時の滋賀県知事沖守固氏及び警部長斎藤秋夫氏、大津警察署長桑山吉輝氏及び兇行者の監督者なる守山警察署長近藤治清氏等は何れも恐怖して速に其筋に向て進退伺を呈し謹で罪を待ちしが十六日沖知事は本官を免ぜられ斎藤警部長は本官を免じ位記返上申付られ十八日桑山、近藤の両警察署長も同じく本官を免ぜられたり、実に此兇変たる諸氏固より怠慢の罪遁るべからずと雖も又事情諒恕すべき所なきにあらず殊に沖氏の如きは滋賀県知事に任ぜられ其赴任

せしは実に兇変前六日にありて大津の地理も未だ熟せざる中此変に逢ひ遽然本官を免ぜらる真に気の毒の至りと謂ふべし只国法の枉ぐべからざる又止を得ざるなり

◎緊急勅令

十六日官報号外を以て左の勅令を発せらる

勅令

朕茲に緊急必要ありと認め枢密顧問の諮詢を経て帝国憲法第八条に依り新聞紙雑誌又は文書図画に関する件を裁可し之を公布せしむ

御名御璽

明治二十四年五月十六日

内閣総理大臣兼大蔵大臣伯爵　松方正義

内務大臣伯爵　西郷従道

司法大臣伯爵　山田顯義

陸軍大臣伯爵　大山巌

逓信大臣伯爵　後藤象二郎

外務大臣子爵　青木周蔵
海軍大臣子爵　樺山資紀
文部大臣　芳川顯正
農商務大臣　陸奥宗光

勅令第四十六号

内務大臣は特に命令を発して新聞雑誌又は文書図画外交上に係る事件を記載する者をして予め其草案を提出せしめ之を検閲して其記載を禁ずることを得、之を犯すときは発行人編輯人又は発行者著作者を一月以上二年以下の軽禁錮又は二十円以上三百円以下の罰金に処す

内務大臣の検閲を経たる事項を転載するは前項の限にあらず本令は発布の日より施行す

○

勅令第四十六号参照

大日本帝国憲法抄録

第八条　天皇は公共の安全を保持し又は其の災厄を避くる為緊急の必要に由り帝国議会閉会の場合に於て法律に代るべき勅令を発す

此の勅令は次の会期に於て帝国議会に提出すべし若議会に於て承諾せさるときは政府は将来に向て其の効力を失ふことを公布すへし

然るに此令による時は事苟も外交上に関することを記載する時は東京府下は尚可なるも地方新聞等も内務省の検閲を経さるべからず是れ到底行ふべからざるの難事なるを以て翌十七日内務大臣は省令第四号を発して地方新聞は其管轄庁の検閲を受くべき旨を達せり則ち左の如し

内務省令第四号

新聞紙雑誌又は文書、図画に外交上に係る事件を記載せんとする者は、本年勅令第四十六号に依り予め其草案を東京府下は内務省へ其他の地方は其管轄庁へ提出し検閲を受くべし

本令は発布の日より施行す

明治二十四年五月十七日　　内務大臣　伯爵　西　郷　従　道

蓋し此勅令及び省令たる凶変に関して及ぼしたる著しき現象にして之より新聞雑誌等は一々管轄庁の検閲を受け左までになしと思惟して記載したる事項まで朱筆にて塗抹され刷出したる紙面は

大概黒斑々の汚点を止めざるなし是れ政府に於ては一時権宜の処置止を得ざるに出しと雖も
候閲官吏其人によりては時に過酷に塗抹せし痕なきに非ず是に於て怨嗟憤慨の声操舵者の間
に喧しかりし是れ当日を回想するもの丶尤も記臆すべき現象なりし

◎滋賀県民至誠を輸す

露国皇太子殿下御遭難あらせらるゝや各地より御慰問書或は御見舞品を呈し続々京都神戸等
に伺候し争ふて赤誠を致したる状況は前に記載せしが今特に御遭難の当地なる大津及び滋賀
県下人民が此際如何に処したるかを記せんに大津町にては御遭難後取敢へず町長以下御見舞
の為め御旅館に伺候し続て町会を開き若し政府に於て大使を魯京に派遣せらるゝならば同時
に大津より一名の総代を撰み露国皇帝陛下へ謝意を表する為め随行せしめられんことを政府
に請願せんとのことに略決議せしが次て議会議員有志者等は更に協議なし今回のことは独り
大津町のみならず滋賀県下人民が至誠を表せざる可からざることなれば魯国に派遣する陳謝
総代は単に大津町よりせずして滋賀全県より派遣することとなし他に御見舞として慰問の
辞を呈することゝなし其筋へ出願し西郷内務大臣より露国全権公使西徳次郎氏に照会し滋賀
県民の至誠を輸したるものは左の如し

Telegelam from the minister

for Home affairs to Mr. Nissi.

St. Petersburg.

Nissi. St. Petersburg.

A deputation consisting of the leading men of Shiga province have just called upon me and requested me to transmit a message from the inhabitants of the province to the Russian Government. As the message contains sentiments which are entertained throughout the length and broadth of the Empire I have not hesitated to comply with the request.

The following is the message which I request you to present to the minister of Foreign Affairs. "Otsu is one of the most flourishing cities in the province of Shiga, and is inhabited by an industrious and lawabiding population. Its inhabitants have always been noted as peaceful, orderly and loyal citizens and not only the citizens of Otsu, but the entire population of the province were proud of the great honour which His Imperial Highness the crown prince of Russia had done the city by visiting it, and they now one and all desire to express their utter and unqualified abhorrence, detestation and condemnation of the unprovoked and cowardly attack upon the Grand Duke, the act which has brought a lasting shame and disgrace upon the fair name of Otsu."

Saigo.

右の訳文

滋賀県民総代は本官に面謁して同県民より露国政府へ左の趣旨を伝達せんことを懇請せり其趣旨は我全帝国の感情を代表するに足るべきものあるを以て本官は其懇請を容ることを躊躇せざりき即ち貴下より魯国外務大臣へ伝達せらるべき所のもの左の如し

大津町は滋賀県管内最も繁盛なる市街の一に居り最も能く職業に勉励し法律に服従する人民の居住する所にして然かも住民の性質温順にして秩序を重んじ忠愛の志深し曩に魯国皇太子殿下の大津町に親臨せらるゝの栄を荷ふや啻に該町の住民の誇負するのみならず国県の人民孰れも欣朴雀躍せざるなし而して豈図らんや遂に今回の如き凶変を見るに至らんことは是れ該住民の痛憾措く能はざる処なり

大津並に国県住民は同凶行者の此怯懦的加害の所為の極て憎むべく極て卑むべく且罰すべきたるを表白し併せて永久大津町の声誉と汚辱したることを悲歎せずんばあらざるなり

内務大臣　伯爵　西郷従道

魯国聖彼得堡　日本全権公使　西徳次郎　殿

◎露国皇帝よりの御返電

前項の御慰問状に対し魯皇帝よりの御返電は左の如し

魯国公使館第百二十一号

拝呈然者在聖彼得堡日本公使閣下より我至尊なる皇帝の外務大臣閣下へ五月十一日大津の兇行に対する滋賀県人民の感情を陛下に陳述する所の電信転致相成候処皇帝陛下は甚だ其所為に感ぜられ電信の発送申上候陛下の謝辞相伝ふべき旨指者へ勅令有之候仍て右の赴閣下及御通知候条可然其筋へ御示達被下度候敬具

明治二十四年五月二十一日九日

シエウイッチ

内閣総理大臣伯爵　松方正義　殿

◎行凶者津田三蔵の経歴

我国の貴賓たる露国皇太子殿下に危害を加へたる凶行者津田三蔵の経歴を記せんに同人は伊賀国上野町大字徳井町の士族にして江戸藤堂家の上藩邸に生まる父を長庵と言ひ代々医を以

て業とす、長庵二子を挙ぐ三蔵は其次男なり幼にして父を失ひしかば兄養順箕裘を継き歯科医を以て又藤堂家に仕ふ後故ありて染井の藩邸に移りしが奥羽の乱夷らぎ藩城府の士を召還するに及びては養順亦た家を挙げて本藩に帰り居を伊州上野に賜ひければ爾来歯科と小児科を以て開業せり

按ずるに三蔵の実兄は貫一といふよしなるが或は養順の後に改名したるものか又は貫一が養順の約字なりしか未だ判然せず又一説には養順を以て父の名となし明治三、四年頃病死せし由伝ふれども三蔵の実兄貫一即ち養順は故あり逃亡して目下所在不分明と言ふが確実なる由又弟は千代松と称し東京三吉電気工場の職工たり

かくて三蔵は藩の学校に入り漢学撃剣等を学びたるが明治五年官壮兵を募るの挙あるを機とし志願して壮兵に編入せられ東京鎮台第三分営に入りしは同年三月なりし同八年撰ばれて陸軍伍長となり同十年西南の役起るに当り従軍し可愛嶽の劇戦に目覚しき働をなし尚ほ各所に転戦して功を奏し乱平ぐに及て凱陣し同年八月遂に軍曹となり同十二年逆賊征討の際尽力少に付勲七等に叙し金百円下賜せらる同十五年一月後備軍軍員被申付同十六年十一月三重県巡査に拝命し松坂警察署詰を命ぜられ在勤中当時監督巡査葦沢義信なる者と好からず常に相反

目するの勢ありしが明治十八年八九月の交偶ま同僚の懇親会を開くに際し腹心の同僚両三名と共某し宴酣なる頃起つて義信を乱打し大に辱かしめたることありしが事同署長の聞く処となり終に論旨免職となりたり当時三蔵は既に妻子も有りしかば殆んど糊口の途に窮し種々計議の末軍人の固を以て大阪に行き憲兵を志願せんとして旅装を整へ同地に赴きしに都合により滋賀県に於て巡査を奉職することゝなりしは明治十九年にして昨二十三年春頃は長浜警察署速水分署に在勤し本年一月頃守山警察署三上村の駐在巡査となりしなりと

◎旧里に帰省す

津田三蔵の駐在所にては妻キヲ（二十五年）長女ミツ（六年）長男元直（三年）の四人暮しにて実母キノ（文政十一年十一月）は在籍地なる三重県伊賀国阿拝郡上野町大字徳居町五十一番屋敷広瀬甚七方に同居なし月々三蔵方より賄料を送り居たるが凶行の前即ち五月一日三蔵は二日の休暇を得長女を携へて上野に帰省し二三の親族許を訪ひ亡父の墓所に詣て翌二日午後四時頃帰任したるが右の用向は滋賀県赴任以来未だ一回も帰省せず老母が頻に孫女を見んと欲すると且は上野の宅にある道具を任地に運搬する等の為にして同人帰省の際は固より挙動に異状なし

◎大津に出発を命ぜらる

魯国皇太子殿下大津に御来遊あるにつき守山警察署より応援の為め九名の巡査を送ることにつき同署長は三蔵が謹直寡言にして善く職務に服するを以て首として同人を撰抜し出発の際署長は其九名を一室に呼び今回の警衛は我国の大賓なれば務て小心注意すべき旨懇々説論したる時も同人は謹で訓示を聞居り又命を受け家に帰りて妻に出津の旨を告げ九日に家を出る時も常の如くなりし

◎行凶前の挙動

かくて三蔵は大津に来り湊町旅人宿佃てい方に止宿し同宿の巡査数名と二本程の酒を飲しことあるも他に何の事もなく十一日に魯国皇太子殿下御来遊ある御予定なりしも俄に其前日御来津のよしにて三蔵は三井寺内御幸山記念碑の所をば警衛すべき命を受て出張したるも又々御来遊は明日なりとの事にて帰り来り愈凶行の当日再び他に一名の巡査と共に同所に越き警衛なし居たるが彼の山頭に高立せる記念碑の朝陽を帯て屹然たるを見端なく西南の役の往時を回顧し種々の感慨の生ずるにつき今回魯国皇太子殿下の御来遊の事につき揣摩臆断をなし今皇太子の御来遊も或は地理視察の為にあらざるか殊に我天皇陛下に謁見も済し玉はずして

横さまに我国を跋渉し各地の形勝を探らるゝこそ心得ねなど頑陋事体に達せざるの心を以て種々の忘想を起せる際轟然として三保ケ崎には烟火揚りドヤドヤとして魯国皇太子殿下は希臘皇子及接伴随従の人々と共に三井寺内なる月見台に成せられしが記念碑の所へは御上りなく只二名の露人が車夫を従へて上り来り四方を顧望して車夫に石山唐崎等の里程を尋ね車夫は露人の脚下に蹲り地に画して指点するを見て猶も一種不快の念を抱き茲に恐多くも危害を殿下の御身に加んと（？）の念を起しが殿下御下山の後其所の警衛を解き二回目に浜通を県庁へ御成の際大津小学校の少し西手に立番し御通行の後大橋埋立地なる三井銀行の前に休憩し同銀行より通行人に出したる冷水を飲みしが猶断乎たる決意はせず如何はせんと躊躇思考し居りしが愈々皇太子殿下京都の御旅館へ御帰となり三回目に京町通字小唐崎町五番屋敷津田岩二郎店先に立番し居りたるが同家にては未だ幕を張らず国旗等も出しあらざるより同家に命じて之をなさしめ且つ喉が乾けるとて水を乞しが同家にては砂糖水をこしらえ与へたるに一飲して砂糖水でなく只の冷水を呉れよとて更に五、六杯を貪飲し同家の者が左様にお飲なさつてはお体に悪くありしよと言しにナニ構はぬと答へ更に店先にて頻りに拝観人を制し居たるが弥々皇太子殿下の一行が除々として来り先駈も過ぎ皇太子殿下が自己の前を御通行の

瞬時まで両手を膝に垂れ最敬礼をなし居たる三蔵は忽然剣を抜前項に記せし如き兇行を試みたるなりと以上三蔵の心事は或る確実なる伝聞に拠て記したるものにて大差なきは編者の保証する所なり右に拠て考ふるに三蔵は兇行の当時記念碑に対して往時を回想し種々の感慨油然として心頭に上り連感の及ぶ所忽ち日露の交情に波及し加るに車夫が露人の脚下に躓まりて絶理を指点し居たるを見て更に一種不快の念を出し茲に神経多血の性質とて兇器を殿下の御身に加へんとの念沸々として全身に満ち来りしがさりとて自己は警衛すべき身にありながら斯る事を為すは不都合の至りなりと二回目立番の時は断否の両念心中に闘ひ躊躇思考せしが弥々京都御旅館へ御帰館となり三回目小唐崎町に立番する時に当て此機を失せば最早望を達するの折なしと大半は決意せしも猶幾分かは躊躇せしものゝ如し然るに皇太子殿下の御容貌の三蔵が眸裡に映ずると同時に又もやムラムラと逆上して前に顕れたる感慨が茲に勃発し遂に半ばは我吾を知らざる程にて斯る凶行に及びしなるべし此三蔵の心事は凶変に関し喫緊の事たれば特に茲に大書するものなり

◎行凶後の模様

かくて三蔵は危害を皇太子殿下の御身に加へしが希臘　皇子は竹鞭にてしたゝかに乱撃し玉

び車夫向畑治三郎は両足をスクイて倒し車夫北ケ市市太郎は三歳の落したる剣にて其後頭部背部を斬り猶数名の車夫折重なりて押ゆる処へ木村警部廳来りて乗懸り二名の巡査をして縛せしめそのまゝ三歳が打倒れたる其前なる巡査江本猪亦氏の寓居の裏庭に引込みしが鮮血淋漓と迸しり気息奄々たる処へ医師塚本安已、村治重厚氏来りて手当なしかくて縛し置くは身体の為め悪しとて縛を解き服を改めさせ続ひて大津地方裁判所の三浦予審判事等出張して検証あり午後二時二十分より同三時五十分に終る夫より戸板に乗せ警務課長西村警部大津署詰巡査十数名を率ひ護送して膳所監獄へ交付し未決病室第二房に入れ臥蓐せしめ看病人二名、当直医師詰切にして手当なしたりしが午後十一時頃に至り大津地方裁判所より三浦予審判事中村、槙野両検事出張し病室に於て第一回の予審を開き午後一時頃帰所す疵口は繃帯を施し氷を以て冷したり当時係医師の談話には若し脳が腐蝕せざるに於ては一週間に於て全癒すべきもさもなき時は疵口を縫直し其他手当せざるを得ざるを以て二週間ならでは全癒すまじ尤も生命に関することは決してなしと今同署係医師の手になれる容体書を左に掲ぐ

午後五時往診するに既に村治、塚本両医創傷を処置せるの後なるを以て負傷部を診査する能はざりし

其全身病状は部面潮紅脈搏百二十体温三十七度六なるも其言語挙動は精神鎮静せるもの
の如く因て直ちに創部氷罨法を施しワイン一壺を服せしめ護送監獄に至る干時午後六時
脈搏百二十体温三七、六にて稍呼気あり氷片を飲下せしめ病監に移す干時午後七時脈搏
百十二、体温三八、一を表す
同八時脈搏百〇八、体温三八、〇にて脈搏稍微細なり左方を用ひホルト酒三〇、〇和水
全量一〇〇、〇となし数回分服
同九時脈搏百〇四稍強、体温三八、〇異状なし
同十時脈搏百〇四、体温三八、〇透明琥珀色尿凡二百瓦を排泄す於此時呼気は殆んど全
く止み創部時を追て疼痛を加るものゝ如し
同十一時脈搏百、体温三八、〇鶏卵一個米粥一椀を食下す
同十二時脈搏百〇二、体温三八、氷片にして一塊を與ふ
十二日午前一時脈搏百〇二、体温三八、
同二時脈搏百〇三、体温三八、一稍睡眠を初む
同三時脈搏百〇二、体温三八、〇睡眠鶏卵一個與ふ

同四時脈搏九八、体温三八、〇瞳眠
同五時脈搏八四、体温三七、六醒覚す
同六時脈搏八八、体温三七、七異状なし米粥一少椀を食し透明琥珀尿凡二百瓦排泄す
同七時脈搏八四、体温三七、六異状なし
同八時脈搏八四、体温三七、六鶏卵一個食す
同九時脈搏八二、体温三七、六氷器法並に血液稽渥みしため繃帯湿潤せるを以て交換消毒繃帯を施す終て牛乳二百瓦を服し但下創は異状なくも上創は稍溢血の為瞳起せる様認む
同十時脈搏八四、体温三七、八好て氷片食下す
同十一時脈搏一〇〇、体温三七、八異状なし
同十二時脈搏一〇〇、体温三七、八異状なし

（以下略之）

◎第二回予審陪三蔵絶食を企つ

十二日三浦予審判事は書記を随へて勝所監獄署に至り病室にて津田三蔵の訊問をなしたるが

行兇せし当夜は少しは答弁せしも同日は口を滅して答弁せず判事の尋問に対し只ハイと答ふるのみにて詮方なければ午后五時三十分より初め六時に至て終る而して医師の診察によれば同人の容体は追々快癒に赴き舌根の乾きたる及び其他の徴候にては充分渇して飲料を貪るべき筈なるに些料の外決して求めざるのみならず食物も一切嚥下せざるは絶食して自死を企つものなるべし若し然らば医師に於て滋養灌腸をなす筈にて此法は肛門より機械を以て牛乳等の滋養飲料を腹中に注入することとなれば同人が如何に自死を企つるも其望を達し得さるのみならず其体格も強健なれば仮令右の法を施さざるも五十日間は餓死する能はざるべしと而して聞く所に拠れば当時三蔵は慥に絶食死を企てたるなりと

◎第三回予審

十三日土井予審判事は監所監獄に赴き第三回の予審を開き且懇々と説諭しけるが右は斯る大事を企て恐多くも至尊の宸襟を悩まし一国の驚擾を惹起しながら自分絶食自死を企つるは罪尚重し只明白に答弁して静に国刑を得べしといふにあり三蔵も其理に服し謹てし一々答弁せしとか聞きぬ、予審は午前十時三十分に初る午后一時三十分に至る

◎職務免官勲位褫奪

津田三蔵は行凶の翌日直に巡査を免せられたるが猶十七日官報号外にて左の辞令あり

勲位被褫（五月十六日　賞勲局）勲七等　津田三蔵

◎予審終結

十八日津田三蔵の予審終結す本件予審は前記の如く大津地方裁判所にて三浦、土井両予審判事の係りにて訊問中なりしが同日予審終結せしを以て其終結と同時に大津地方裁判所の管轄にあらざる旨申渡さる

◎司法省告示

十九日司法省告示第六十五号にて津田三蔵被告事件の審問をなす為め大審院は裁判所構成法第五十一条に依り大津地方裁判所に於て法廷を開くと告示せり

◎裁判官来津

二十日大審院長児島惟謙同部長判事堤正己氏等の一行は大津に来り竹清楼に大審院検事三好退蔵外二氏同日来津錦楼に何れも投宿す

◎下調

二十一日午前十時より大審院判事裁判長堤正己同判事中定勝の両氏及検事川目享一大津地方

裁判所検事種野弘道の両氏と外書記一名とは膳所監獄未決病室第二房に於て津田三蔵の下調をなし同日結事す

◎弁護人

二十一日津田三蔵の弁護人は大津組合代言人谷沢龍蔵氏が撰定せられ猶同組合代言人中山勘三氏も本人妻キヲ及び親族よりの依頼により手続を為す、之より先き本件の起るや各地の代言人は其事件の重大にして天下の指目を惹くに足り且つ弁護の如何によりては大に司法権の独立に関係を有するを以て或は書面を以て或は来津し争ふて其弁護人たらんことを申込しも遂に前記の両氏に決す

◎法学社会の運動

本件に就き刑の適用に関して内閣にては之を刑法第百十六条（天皇三后皇太子に対し危害を加へ又は加へんとしたる者は死刑に処す）との条文に適用せんとするの風説あるや法学社会は挙て激昂し元来本件は決して該条文に該当すべき性質に非らず該条文たる我帝室三皇に対し奉り科するものにして外国の皇室へは適用するを得さるは論を待ず若し一時の権宜を以て法律の範囲外に逸出し失当の宣告を為すことあらば是自ら制定したる一国の司法権紊乱し狀

賊するものにして実に由々しき国家の大事なりとて全国至る処議論喧しく殊に東京の法学社会は屢々集会を開き殆んど三昼夜位は徹夜せし程にて或は司法大臣の邸を叩きて其事を縷陳せんとし或は内閣に赴きて意見を上陳せんとするなど其運動なかなか活潑にして遂に東京法学者有志総代の資格を以て法学士代言人合川正道、渋谷慥爾の二氏は二十五日大津に来り当時出張中なる大審院判検事に面会して意見を陳じ更に津田三蔵の親族津田千代吉、岡本静馬にも会ひ三蔵にも通じて奮て弁護に従事せんとし大津の代言人諸氏も之に同意し種々周旋せしも遂に弁護は前記の谷沢、中山の二氏のみに確定したれば、合川、渋谷両氏は一先東京に帰り更に運動をなすことに決して帰京し法学社会の激昂紛擾は殆んど極度に達せんとせり

◎山田、西郷両大臣突如として大津に来る

二十六日山田司法大臣は曲木秘書官を西郷内務大臣は大塚秘書官を随へ午前十時十七分馬場停車場着の汽車にて来津し内務大臣は玉屋町魚清楼に司法大臣は柴屋町錦楼を以旅館となし同日滋賀県庁内に於て会議を開かれしに付ては、県庁内の戒厳は非常なる光景にて正庁の入口には勿論本庁及警察部の門監より庭内には数名の警部、巡査立番し受付所より議事堂下食堂の通口等にも十数名の警部、巡査を配置し猶ほ裏手の馬場より門前等数ヶ所にも数名の立

番巡査あり若し怪しげなる壮士体の人物来る時は一々誰何する等非常のことなり又西郷伯の旅館なる魚清楼は楼上の広間を屏風にて区域を設け奥を大臣の房室とし次を応接の間に当て極厳重に仕切て他に秘密の洩れぬ様注意なして山田司法大臣を初め其他数名は二三時間会議同様の内外には警部一名正服巡査数名平服巡査数名立番して警衛頗る厳に其他市中至る所平服巡査或は壮士の如きもの徘徊し物情何となく洶々たり

◎弥々公判開廷す

二十七日正午十二時より弥々我国賓に危害を加へ全国の驚擾を惹起したる兇行者津田三蔵被告事件の公判を大津地方裁判所に於て大審院公廷を開く之より先き同公判は二十五日に開廷の旨告示ありしも俄に今日迄延期せしなり当日は予て待もうけたる事とて当地及各地より来津せる代言人新聞社員及び多数の傍聴者は我先にと推かけたるが同裁判所前は警吏の警衛極て厳重にして同近傍に彳立するを許さず午前九時に至り同門前に左の如く貼出して公開を停止す

津田三蔵被告事件ノ対審ハ安寧秩序ヲ害スルノ虞アリト認ムルヲ以テ公開ヲ停ム

大津地方裁判所ニ開ク　大審院

此貼文の為め我先にと推来りたる多数の傍聴人は大に失望なし埋怨の声喧すしかりしが只代言人のみは十五名を限り決して公廷の陳述弁論等を新聞紙等に公にせざる旨宣誓して傍聴を許さる。かくて行凶者津田三蔵は馬車にて膳所監獄より大津地方裁判所に護送されしが同人が当日の打扮は秩父縞の単物に五ツ紋付の紗の羽織を着し肌着は白シャツにして茶博多の帯を締め藁草履を穿ち頭部には白繻帯にて鉢巻をなし午后〇時三十七分数十名の警部巡査看守等に擁せられ徐々として公判廷に入れり只公廷の模様は如何なりしか公開を禁ぜられしを以て吾人は之を知るを得ず設令多少聞知する所ありと雖も之を筆する能はざるを如何せん。只当日午前に聞込たりとて我近江新報に掲げたる所の席順のみを左に抄録してせめて一班にても想像の料に供すべし

（参照）昨日開廷せられたる津田三蔵被告事件公判廷の席順は正面には堤裁判長を中央とし其左右に高野、安居、中、土師、井上、木下の諸判事居騎び其左手には三好、川目両検事斜に控へ前左方傍聴席には内務大臣、司法大臣の席を設け（両大臣は傍聴せられざりしと）其

次に児島大審院長、野村大阪控訴院検事長、渡辺本県知事其他高等官列席し前右方に新聞記者席を設け正面には谷沢、中山の両弁護人及被告津田三蔵列座したりと、尤も這は昨日午前に聞込みたる席順にして其後如何に模様換になりしやも知らず。。。傍聴禁止せられし故に

（五月二十八日近江新報）

然るに当日午後四時三十分愈々裁判言渡しあるにより一般公衆の傍聴を許す旨公示せられしより失望し居たる傍聴人はせめて言渡しのみにても傍聴せんと続々入来りしが其数は高等官二十三人新聞記者二十四人通常人百十七人（代言人除く）にして孰れも同時刻に出廷せしも何かの都合ありしと見へ予定の時間に開廷せず一時は夜に入る有様にて傍聴人は三々五々同裁判所の芝生或は溜所に首を攢め頻りに如何なる宣告ならんと待構へゐける児島大審院長、三好検事総長は腕車にて裁判所を出て他へ赴かれたればこは明日に延期さるゝこともや、など各呟く中、同院長、検事総長も再び帰り来られ午後六時三十分に至り裁判宣告ありたり其判決書は左の如し

判　決　書

三重県伊賀国阿拝郡上野町大字徳居町士族
滋賀県近江国野洲郡三上村大字三上寄留

津田　三蔵

安政元年十二月生

右三蔵に対する被告事件検事総長の起訴に依り審理を遂くる処、被告三蔵は当時滋賀県巡査奉職の身を顧みず今回露西亜国皇太子殿下の我国に来遊せらるゝは漫遊に非らざるべしと妄信し私に不快の意を抱き居るところ明治二十四年五月十一日殿下滋賀県へ来遊に付被告三蔵は大津町三井寺境内に於て警衛を為し其際殿下を殺害せんとの意を発し時機を窺ひ居る処被告三蔵は尋て同町大字小唐崎町に警衛し居りしに同日午后一時五十分頃殿下が同所を通行在らせられたるに当り此機を失せば再び其目的を達するの時なかるべしと考定し其帯剣を抜き殿下の頭部へ二回切り付け傷を負はせまいらせしに殿下は其難を避けんとせられしを被告三蔵の其意を遂げんと之を追躡するに当り他の支ふるところとなり其目的を遂げざりしものと認定す。

右の事実は被告人自白証人向畑治三郎の陳述大津地方裁判所予審判事の作りたる検証調書証人北ケ市市太郎、西岡太郎吉医師野並魯吉巡査菊池重清の予審調書及び押収したる刀により其証憑充分なりとす之を法律に照すに其所為は謀殺未遂の犯罪にして刑法第二百九十二条、第百十二条、第百十三条第一項に依り被告三蔵を無期徒刑に処するものなり

犯罪の用に供したる刀は滋賀県庁に還付す

明治二十四年五月二十七日

大津地方裁判所に開く大審院法廷に於て検事総長三好退蔵、検事川目享一立会の上宣告す

大審院部長判事　堤　正己
同　判事　中　定勝
同　判事　土　師　経典
同　判事　安　居　修蔵
同　判事　井　上　正一

同　判事　高野　真遜
同　判事　木下　哲三郎
同　書記　西牢田　豊親
同　書記　笹本　栄蔵

かくて判決書を朗読せられて之を法律に照すに其所為を謀殺未遂といふに至り傍聴人は孰れも色然として案外の思をなし互に顔を見合せたるが軈て無期徒刑に処す云々宣告し終るや一同に国權の独立を保ち得て極て公明正大なる判決に喜色面に上り思はず帝国万歳、日本万歳の声を発するものあり三蔵は時々瞑目して宣告文の朗読を静聴し居たるが右終るや起て一揖して法廷を出で傍聴人は何れも愁眉をのべて敢ず蓋し其喜憂は行兇者が処刑の軽重に関するに非ず実に法權の鞏固独立を得たるを喜ぶなり茲に於て此大事件の公判完く終る

◎両大臣各裁判官の帰京

山田、西郷両大臣は二十八日午前一時十六分馬場停車場発の終列車にて三好大審院検事総長等と帰京し大審院判事一行及び川目検事等も翌二十八、九の両日夫々帰京され平服巡査影を

収めて大津初て平穏なり

◎行凶者さる神戸に護送さる

三十日午前九時四十分津田三蔵は囚徒馬車にて膳所監獄より馬場迄護送され同十時十八分馬場発の汽車にて神戸へ送られたり当日の模様は馬場停車場より膳所監獄迄の路傍には巡査十数名配置し尚を巡査二名は腕車にて馬車を警護し馬車には郷原看守長及び看守押丁各二名同乗し大津警察署詰炊殿警部は腕車にて後に付き添ひ馬場停車場に着し南手の乗客待合所に休憩し汽車の着するを待ち緩急車に三蔵を移し警護には炊殿警部と藤田、奥居の両巡査及押丁一名附添ひたりと聞く所に拠れば此警護者は京都停車場に至れしが京都府の警部、巡査に三蔵を引渡し同府の警部巡査は之を大阪府に護送し同府の警部巡査に引渡し同府の警官より又又神戸に送り又々兵庫仮留監へ入監せしむる筈なりと

◎行凶者津田三蔵を取押へし両車夫

露国皇太子殿下御遭難の際ヤニワに行凶者を取押へたる両車夫の小履歴を掲げんに北ケ市市太郎は石川県加賀国江沼郡庄村字加茂村の農北賀市市左衛門の長男にて当年三十三歳の壮者なるが国に居たる頃は父同様農業に従事し居り五、六年前に京都に来り人力車夫となり二十四

年四月より京都河原町の常盤ホテル常雇輓子となり下京新門通り繩手車入る佐野市造方に寄留し日々同ホテルに通ひ職業に勉強し居たるもの又向畑治三郎は当年三十八歳にて京都府下愛宕郡花脊村字八桝の向畑治助の長男にて是亦在所に在りしときは農業に従事し居たるが去十九年より京都に出で人力車夫となり当時上京区新烏丸二条上る所に住みて女房ウタ（三十六年）との間にサダ（五年）といふ嬰を持ち本年二月より常盤ホテルの輓子に雇はれたるものにて是までも随分喧嘩の中に飛入り仲裁などして仲間うちには任侠の名あるものにて両人とも背高く力ありて屈強の男なりとぞ彼の事変の節、治三郎は皇太子殿下の御召車の左の後押しを為し市太郎はジョージ親王殿下御召車の左の後押しをなし居たるが行凶者津田三蔵が矢庭に抜刀を振翳して恐多くも皇太子殿下に無礼を加へ奉つりたる時治三郎は素破大事よと行凶者を追かけ我が身命を打忘れて三蔵が両足の膝のあたりを後より抱きて曳と曳きたれば何かと溜るべき三蔵ドウと前に俯伏しに倒れ手にせる抜剣を落とせしを市太郎逃さず拾ひ取りさま首のあたりを一太刀切付け尚を取直して二太刀まで切りつけたり其時両人の心には国賓に対し無礼を加へ隣交を傷け畏くも天皇陛下の宸襟を悩ませ奉つらんとするものなれば息の根を止め呉れんと思ひしも其目的を達せざりしと語りたるよし、勲章下賜の文にもある如

く迅速変に応じ勇往敢為の所行を以て其危害を軽からしめたるは徴妙き功といふべし

◎両車夫の叙勲

かくて北ケ市、向畑の両車夫は一身を擲ちて殿下の御危害を軽くしたる功により五月十七日午後四時過賞勲局より京都府知事へ叙勲通達の沙汰ありしを以て府庁にては人を馳せて右の両人を常盤ホテルより召寄せ同六時四十五分北垣京都府知事及び森本参事官は大礼服にて勲章ある人々成規の通り立会式場に出て北垣知事は勲章を森本参事官は勲記を授与されたるが両名の車夫は聖恩の優渥なるに感泣して退出せりと言ふ其勲記は左の如し

京都府下愛宕郡花脊村字八桝　向畑治三郎

（各通）

石川県加賀国江沼郡庄村字加茂　北ケ市市太郎

明治二十四年五月十一日滋賀県大津に於て露国皇太子殿下御遭難の際迅速変に応じ勇往

敢為の所業を以て其危害を軽ふせしむ其功洵に少なからず依て特旨を以て勲八等に叙し白色桐葉章を賜ひ終身年金を下賜候事

明治二十四年五月十六日

内閣総理大臣伯爵松方正義代

外務大臣子爵　青　木　周　蔵　花押

年　金　仮　証

京都府下愛宕郡花脊村字八桝

向　畑　治三郎

石川県加賀国江沼郡庄村加茂

北ヶ市　市太郎

（各　通）

勲八等　年金三十六円

右符旨を以て勲八等に叙し白色桐葉章を賜ひ之に属する終身年金を授与するを以て此証を附与するものなり

明治二十四年五月十六日

内閣総理大臣伯爵松方正義代

外務大臣子爵　青　木　周　蔵　花押

此仮証は追て賞勲局総裁大蔵大臣連署の正式年金証と引換ゆべきものなり

◎車夫露国より勲章年金を受く

両車夫は我政府より勲八等に叙し且年金さへ下賜されたれば只々歓天喜地の際其翌十八日神戸なる露国皇太子殿下の御召艦に召され殿下の御好みにて更に盲紺の法被股引に着更へ畏る畏る御面謁所に導かれたるが殿下は平服のまゝ御出臨あり御身辺には近侍の面々大礼服着用にて容儀厳かに整列せり斯て殿下は御賞詞を賜りたる上御手づから小鷲勲賞（我国の勲八等位に相当す）を取りて両人の胸に懸けさせ玉ひ更に御褒美とありて即座に貨幣二千五百弗づつ下賜あり此後は車夫の如き職業を止め正実の商売に従事せよ尚終身年金壱千円づつを与ふべしとの仰せありたれば両人は夢かとばかり喜びて感涙を洒き例の饅頭笠に貨幣を盛て御前を退きしが此際殿下の御思召にて右両人の法被に徽章を附けたる姿を撮影せしめらる斯て両

人は御乗艦より還らんとする際後より同艦の水兵は群々と追来りて呼止歓声を放て両人を胴上になし更に種々の酒など持来りて両人に飲ましむなど頗る歓待を尽しければ両人は一層面目を施して同艦を辞したり其後の事は繁を厭ふて之を省く

露国皇太子御遭難の始末終